

令和 4 年

三重県議会定例会会議録

(6 月 10 日)
(第 15 号)

第 15 号
6 月 10 日

令和4年

三重県議会定例会会議録

第15号

○令和4年6月10日（金曜日）

議事日程（第15号）

令和4年6月10日（金）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	川口	円
2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山崎	博
8	番	中瀬古	初美
9	番	廣	耕太郎
10	番	下野	幸助

11	番	田	中	智	也
12	番	藤	根	正	典
13	番	小	島	智	子
14	番	野	村	保	夫
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	山	内	道	明
20	番	山	本	里	香
21	番	稻	森	稔	尚
22	番	濱	井	初	男
23	番	森	野	真	治
24	番	津	村		衛
25	番	杉	本	熊	野
26	番	藤	田	宜	三
27	番	稻	垣	昭	義
28	番	石	田	成	生
29	番	村	林		聡
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
37	番	日	沖	正	信
38	番	舟	橋	裕	幸

39	番	三 谷	哲 央
40	番	中 村	進 一
41	番	津 田	健 児
42	番	中 嶋	年 規
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	舘	直 人

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主幹兼係長)	林 良 充
書 記 (議事課主査)	辻 昌 平

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	山 本 英 樹
戦略企画部長	安 井 晃

総務部長	高間 伸夫
医療保健部長	中尾 洋一
子ども・福祉部長	中村 徳久
環境生活部長	中野 敦子
地域連携部長	後田 和也
農林水産部長	更屋 英洋
雇用経済部長	野呂 幸利
県土整備部長	水野 宏治
最高デジタル責任者	田中 淳一
デジタル社会推進局長	三宅 恒之
医療保健部理事	小倉 康彦
環境生活部廃棄物対策局長	小見山 幸弘
地域連携部スポーツ推進局長	山川 晴久
地域連携部南部地域活性化局長	下田 二一
雇用経済部観光局長兼次長	増田 行信
県土整備部理事	佐竹 元宏
企業庁長	山口 武美
病院事業庁長	長崎 敬之
会計管理者兼出納局長	佐脇 優子
教 育 長	木平 芳定
公安委員会委員	長江 正
警察本部長	佐野 朋毅
代表監査委員	伊藤 隆
監査委員事務局長	紀平 益美

人事委員会委員	北岡 寛之
人事委員会事務局長	天野 圭子
選挙管理委員会委員長	中西 正洋
労働委員会事務局長	中西 秀行

午前10時0分開議

開 議

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（前野和美） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。49番 館 直人議員。

〔49番 館 直人議員登壇・拍手〕

○49番（館 直人） 改めまして、おはようございます。

三重郡選挙区より選出いただいております、会派草莽の館でございます。

もう議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。当局にはどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回もと言われると、ちょっとなんでございますけれども、スポーツの振興ということ、まず、大きく柱の1本目として質問させていただきたいと思ひます。

その中の一つ目でありまして、「三重とこわか国体・三重とこわか大会」の開催準備で得られた経験を未来に繋ぐということで、質問をいたします。

約10年間でありますけれども、時間をかけて開催準備をしまひまし

た三重とこわか国体・三重とこわか大会は、残念ながら、新型コロナの爆発的な感染拡大ということによりまして、一昨年の鹿児島県に次いで、2年連続の開催中止に追い込まれたところでもあります。

我々三重県民だけではなくて、日本中のスポーツ関係者に大きな衝撃を与えたと思っております。

しかしながら、この国体・大会を開催することということはないませんでしたけれども、これまで開催準備をしまりましたその過程で得たもの、大変大きく貴重なものであったと考えております。

県民総参加、まさにオール三重で大会を成功させようとの思いの下、県内の市町、企業、スポーツ団体、そして各種団体などなどと協力させていただいて、準備を積み重ねてきたその経験といったものは、何物にも代え難い貴重な経験となった、また、大きな財産になっていると確信するところでもあります。

そこで、こうした経験を風化させず、そのレガシーをつなぐためとして、本年度の予算において、市町や競技団体が行おうとする大規模大会等の誘致への補助であったり、また、市町が行おうとする施設整備への補助などが予算措置されているところでもあります。

こうした取組というのは、やはり単年度の取組では到底未来につながるものではないと考えます。次年度以降の取組についてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に、障がい者スポーツについてでありますけれども、昨年、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されまして、障がい者スポーツが大変注目をされたところでもあります。国内外の選手を問わず、その活躍というのは、多くの国民に感動を与えていただきました。

障がい者スポーツは、東京オリパラのように障がいがあってもトップアスリートとしてその技術を極め世界一を競うものと、社会参加としての活動という、この両面を持ち合わせると私は考えております。

本県における障がい者スポーツの対応といいますと、一部障がい者のア

スリートの部分につきましては、スポーツ推進局に移管されておまして取組を行っているところでありますが、このことは、私自身は適切であって大変好ましいことと思います。

障がい者のアスリートについては後ほどまたお伺いさせていただきますけれども、そこで、障がい者スポーツの全体の取組について、三重とこわか大会の開催準備を行ってきたその経験も踏まえ、今後さらなる裾野の拡大と底上げなどをどのように行おうとされておられるのか、お伺いをいたします。よろしくをお願いします。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 障がい者スポーツの今後の裾野の拡大と底上げについて、県の取組についてお答えします。

三重とこわか国体・三重とこわか大会は残念ながら中止となってしまいましたけど、県では、三重とこわか大会に向けて全国大会に出場する競技団体の育成であるとか選手の発掘、また、指導者やボランティアの養成に取り組んできました。

今年度は、これまでの取組の成果を継承し、さらに充実発展させていく拠点として、仮称ではありますが、三重県障がい者スポーツ支援センターを夏頃に開設できるよう、今準備を進めているところです。

障がい者スポーツの裾野の拡大に向けては、新しいセンターに支援を必要とする競技団体と企業とのマッチングや相談支援、障がい者スポーツに関する情報提供をワンストップで行うコンシェルジュを設置します。

また、障がいの有無にかかわらず、誰もが身近な地域で運動やスポーツを楽しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブ等の協力も得て、体験会なども開催していきます。

加えまして、全国で活躍する県ゆかりのパラアスリートをお招きし、障がい者スポーツをより身近に感じられるフォーラムの開催なども考えていきたいと思ひまして、障がい者スポーツに親しむ方々を増やしていきたいと思っております。

一方、選手のスキルアップや上達に向けては、全国障害者スポーツ大会のブロック予選会の開催であるとか、本大会への選手の派遣を行います。

また、フライングディスクや卓球など競技別の全国大会の出場に必要となる遠征費の補助等を通じて、選手がより高い意欲を持って競技に取り組むことができる機会を提供していきます。

さらに、身近な地域でのサポートから専門的な指導まで、障がい者スポーツに取り組む方を幅広く支援するため、各段階に応じた指導者を養成していきます。

今後も、選手の皆さんや関係団体から意見をいただきながら、関係部局と連携して、障がい者スポーツのさらなる裾野の拡大と選手のスキルアップにつながる環境づくりに取り組んでまいります。

〔山川晴久地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（山川晴久） 私からは、レガシーをつなぐ次年度以降の取組についてお答えします。

両大会が中止となったことは誠に残念ではありましたが、その後、市町、競技団体等関係者の皆さんの御賛同を得て、10月から3月までの半年間で24件の代替大会が実施されました。

このことは、両大会のために準備してきた選手・関係者の皆さんの思いや熱意が次につながる一歩になったのではないかと考えています。

両大会の開催に向け、新たに整備・改修された施設の有効活用や選手・指導者の活躍の機会をつくることにより、スポーツへの関心・意欲を高め、スポーツを通じた元気な三重づくりにつなげるため、今年度、レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金を創設しました。

この補助金により、市町、競技団体などが両大会の会場施設等を活用して、国際大会、全国大会などの大規模大会を開催する際に必要となる費用の一部を今年度から継続して補助していきます。

引き続き、両大会の開催競技が地域に根つき、スポーツを通じた交流やにぎわいの創出を市町、競技団体と連携して進めることにより、このスポーツ

といえばこの市町といったイメージが定着できるよう推進していきます。

このように大規模大会などを誘致し、開催実績を積み重ねることで、スポーツを通じたまちづくりを促進し、地域の活性化につなげていきたいと思っております。

〔49番 舘 直人議員登壇〕

○49番（舘 直人） 答弁いただきました。

まず、単年度の取組で終わらないように、やはりどちらもそうですけれども、これまで積み上げてきたものを大切にしながら、来年度以降もしっかり県民の皆さんに分かるような方向を示していただきたいと思っております。

また、障がい者スポーツの関係、何やセンターをはじめいろいろな取組をやらうということで、大会の誘致も含めて取組をやられるということでもあります。

これも、あの感動というのはもう誰しもが忘れられないような感動だと思いますので、一層努力をしていただきたいと要望しておきます。

次に、二つ目が、動きを止めてはならない「スポーツの振興」ということで、何点かお伺いしたいと思います。

まず、平成25年でありましたけれども、競技力向上対策本部を設置して、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯の獲得を目標に取組を始めてきたところであります。

この間、県内のスポーツに関わる団体の皆さんの努力に敬意を表させていただきますとともに、アスリートの雇用に深い御理解と御協力をいただいた県内200社を超える企業等の皆さんにも本当にお世話になったということで、頭の下がる思いでございます。

こうしたスポーツ団体等の努力があったり、国体に向けて準備を重ねてきた選手のことを思いますと、先ほども局長がおっしゃられたように、開催ができなかったことは本当に残念だったなと思っておりますし、そして精進、努力を重ねてきて、その結果を見ることができなかったことも残念至極であると

思っております。

今年、栃木県で国体が開催されるということでもありますけれども、栃木県においても新型コロナの感染対策等に気配りをされながら、開催の準備を進めていただいているとお伺いをするところでありますが、この栃木国体は、本県のアスリートであったり、その選手を支えてこられた競技団体等々においても、これまでの取組を進めてきたことの成果を発表できる大きなチャンス、新しいレガシーがまたそこから生まれてくるんだと私は思っております。

競技力向上対策本部では、この栃木国体で天皇杯の順位10位以内を目指そうということで取組がされておりますけれども、そこで、栃木国体に向けた選手の現在の現況であったりその手応え、そして具体的にどのようにして選手や関係者をしっかりとサポートされようとしているのか、お伺いをしたいと思います。

また、競技力向上を図り推進すること、これは知事を本部長とする、先ほど申し上げた対策本部の取組でありますけれども、この対策本部は、スポーツ関係団体や各市町、経済団体等で組織されるということで、まさにオール三重で競技スポーツを支える組織形態となっているところであります。

対策本部の取組によりまして、競技団体等の活動は一層充実し、昨年、全国中学校大会、いわゆる全中において優勝を果たし、その後、高校に進学して、そこで世界を目指そうという選手も現れてきております。

また、本県出身で県内に就職をされて、練習や試合環境等を勤務先で整えていただきながら全日本選手権で優勝する選手も出るなど、まさに大きな成果が出ているところであります。

こうした成果の背景というのは、やはりこの対策本部がまさに花を咲かせてやろうという、そういう思いがあるものと私は思っているところであります。

そこで、これまでの対策本部によりますオール三重での取組であったりその実績等、これを無駄にはならないと思えます。対策本部というのはしっかりと存続させて、一層本県の競技力向上を図るということは絶対に不

可欠であると考えますけれども、この点についてのお考えをお伺いいたします。よろしくお願ひします。

〔山川晴久地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（山川晴久） それでは、栃木国体に向けた現状と支援策と、競技力向上対策本部の2点についてお答えします。

三重とこわか国体に向けて強化した選手や国体を契機に結成されたチームは、これまでの競技力向上の取組により、着実に実力を高めてきました。

その結果、少年種別では令和4年3月の全国高等学校選抜大会の入賞件数が過去最高の32件となり、成年種別では令和4年4月のアジア選手権においてレスリングの藤波朱里選手が優勝するなど、成果を上げています。

栃木国体に向けたこの時期は、強豪チームとの練習試合や合同練習により実践感覚を研ぎ澄ませ、試合本番に向けて技術やチーム力の完成度を高める必要があります。これまで積み上げてきたノウハウを生かし、引き続き強化練習や合宿等を支援していきます。

特に、東海ブロック予選を突破できるかどうかを鍵を握っている競技については、予選時期に合わせて集中的に強化活動を支援します。

加えて、ブロック予選や国体本番において、選手が実力どおりのパフォーマンスを発揮できるよう、医科学における専門スタッフを配置するなどの支援を行っています。

10月に開催される栃木国体では、男女総合成績10位以内を目標に掲げ、引き続きこれまでのノウハウを生かし、競技力の維持・向上に努めてまいります。

競技力向上対策本部は、国民体育大会に向けて競技力の向上を図り、スポーツ推進のさらなる発展を目指して、平成25年度に設置された組織です。これまで、ジュニア・少年選手、成年選手、指導者といったターゲットごとに、計画的かつ戦略的に支援してきました。

その結果、競技力向上対策本部が発足した平成25年度は、国体の男女総合成績は41位でしたが、取組を継続した結果、令和元年の茨城国体では14位ま

で順位を上げることができました。

また、東京2020オリンピック競技大会には、三重県ゆかりの選手が過去最多の19名出場し、フェンシングの山田優選手やレスリングの向田真優選手が金メダルを獲得するなど、多数の選手が活躍しました。

三重とこわか国体に向けて高めてきた本県選手・チームの競技力を一過性のものとせず、今後も競技力を維持・向上することにより、多くの三重県ゆかりの選手が国際大会や全国大会で活躍し、県民の皆さんに夢や感動を届けたいと考えています。

そのためには、競技団体、県内の経済団体、学校等、官民が一体となった競技力向上対策本部を牽引役として存続させていくことが不可欠であり、引き続き本県の競技力向上に取り組んでまいります。

〔49番 館 直人議員登壇〕

○49番（館 直人） ありがとうございます。

栃木国体でありますけれども、昨年開催ができなかった、出場できなかった選手たち、その思いをしっかりとぶつけていただけたらと思います。しっかりとサポートをしていただいて、好成績を残す、成果を残していただくようによろしくお願ひしたいと思います。

そして、二つ目の対策本部の存続でありますけれども、やはりこれがあって、オール三重での取組というのが大きな形の成果も上がってきているところでございますので、来年度以降も存続していただくようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、スポーツの振興の動きを止めずに好循環を生むためには、選手、指導者、そして競技環境の三つの要素が必要不可欠なことと考えております。

殊に、ジュニアアスリートの発掘・育成はもう必須のことです。こうしたアスリートを発掘・育成して、国内で、世界で大活躍をするということは、次のジュニアアスリートの大きな目標になり得るものと思います。

また、指導者におかれても、世界を見据えて指導の手法等を考えて、自らを高めるための研さんを積むことにもなると思います。

そこで、ジュニアアスリートの発掘・育成について、未来を目指して、未来に向けてのアスリートの発掘・育成をどのように考えておられるのか、また、このことも目標を持って取り組むということは重要なことでもありますから、例えば何年後をターゲットにするとか、どのような目標を持つとかという考え方をお伺いしたいと思います。

そして、ジュニアアスリートの発掘・育成に関連いたしまして、学校部活動の地域移行についてお伺いしたいと思います。

昨年的一般質問でも出てきたばかりの対応、考え方を伺ったところでありますが、スポーツ庁は、公立中学校の休日部活動の地域移行というのを、令和7年度を目途として移行すると発表されました。

また先日、スポーツ庁の有識者会議から提言が提出された、また、文化庁の有識者会議からは、7月にもその提言をまとめるんだという報道もあったところがあります。

しかしながら、世間では、この学校部活動の地域移行がどのようにして行われていこうとしているのか正しく理解されていない、このことを甚だ不安に感じているところがあります。

また、人口の多い基礎自治体においては、外部指導者の確保ができるかもしれませんが、人口の少ないところでは、外部指導者を確保することが本当に現実的に可能なのか、困難ではないのかなと思っていたところ、先日、隣の岐阜県においては、岐阜県スポーツ協会でその指導者を養成し、県独自の資格を与えて対応するという報道もあったところがあります。こういうこともありますけれども、現在の本県での学校部活動の地域移行に向けた取組についての進捗状況を簡潔にお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○地域連携部スポーツ推進局長（山川晴久） 私からは、ジュニアアスリートの発掘・育成についてお答えします。

将来を担う小・中学生のジュニア育成選手につきましては、長期的な観点で計画的に支援を行っているところです。例えば、競技人口の少ない競技の

裾野の拡大とともに、新たな選手の発掘のため、スポーツ体験会の開催を支援しています。

また、若年期からアスリートとしての意識を醸成させるため、全国大会等で活躍が期待されるジュニア選手をチームみえジュニアとして指定するほか、ジュニアクラブ・運動部を強化の拠点として指定するなど、競技団体やチームの育成・強化活動を支援しています。

さらに、若手選手を効果的に育成するため、本県スポーツを牽引する指導者の資質向上を図る研修も行っています。

こうした取組の結果、令和3年度は、全国高等学校総合体育大会で入賞数51件、全国中学校総合体育大会で19件、合わせて過去最高の70件の入賞数となりました。

引き続き、ジュニア選手の強化を支援し、2026年に日本で開催されるアジア競技大会や2028年のロサンゼルスオリンピックで活躍できるよう、競技力の維持・向上に取り組んでまいります。

○教育長（木平芳定） 私からは、部活動の地域移行の進捗状況についてお答えさせていただきます。

地域移行を進める際、受皿や指導者をいかに確保するかが課題の一つでありますことから、令和3年度から3市町4中学校をモデル校に、休日の地域移行の実践研究を行っています。

また、日本スポーツ協会の指導者資格を有する約460人のリストを県立学校や市町教育委員会に提供いたしました。

指導者への報酬や保険料などの保護者負担につきましては、今後、モデル校の一部で実践研究に取り組むほか、国で幅広く財政支援がなされるよう、5月に文部科学省に要望したところです。

中学校の部活動改革は全市町に関わり、地域で様々な事情が考えられることから、令和4年1月から市町教育委員会と定期的に協議や情報交換する場を設け、3月には各市町の今後の取組予定、進め方、課題を把握し、共有したところです。

今後ですけれども、先日の国の検討会議の提言も踏まえ、各市町の具体的な進め方や予定などを改めて把握し、助言してまいります。

これらと並行して、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、それから競技団体などがどの程度まで対応可能か、課題は何かなど、関係機関と連携して具体的に把握する必要があると考えております。

それから、休日の指導を希望する教員の関わり方につきましても、国の制度設計も踏まえ、市町教育委員会と議論を深めていきます。

さらに、各競技団体が認定している指導者資格を有する人材を活用できるよう検討するとともに、県スポーツ協会とも連携し、指導者養成も検討してまいります。

これらについて、市町教育長会議や担当者協議会で意見交換を行いながら、丁寧に進めてまいります。

それから、あわせて、地域移行の考え方、今後の進め方などの中学校等の関係者への周知につきましても、市町教育委員会と連携して取り組んでまいります。

[49番 館 直人議員登壇]

○49番（館 直人） ありがとうございます。

ジュニアアスリートの発掘・育成、まさにスポーツ界というか、スポーツの振興においても次代を担う選手になるんだと思いますし、そこが元気であれば、三重県の県政においても大きな力になっていくもの、そのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

学校の部活動、これ、働き方改革等々の部分も含めていって、今は休日の部分であります、それがうまくいけば平日もということになっていくんだと思いますが、前回もお話ししたように、日本のスポーツの水準を上げてきたのは、やっぱり学校でのスポーツであったり、文化であったり、それに触れることによって、親しむことによってきっかけがつくられている一番ベースのところだと思ふんですね。

スポーツ庁においても財政負担的なこと、当然、保護者の方の負担は必要

になってくる部分が出てくる、いろいろこれからもう少し詳細な部分があるんだと思いますけれども、そのこともしっかりと議論していただきながら、県民の皆さんへの広報周知、これも怠ってはならないと思いますので、さらなる議論を重ねていただきながら、いい方向に進むように頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

次に、あと3点ばかり、ここで申し上げます。

国体・大会の開催準備を進める中で、多くのアスリートを県内企業であったり団体であったり、当然、三重県庁、教育委員会、県内の各市町職員等として採用いただいて、トータルでもう240名を超える県内での採用実績があったと伺っているところであります。

また、単に雇用していただくだけではなくて、練習ができる環境を整えていただきながら、競技と仕事の両立についても大変配慮いただいているということでもあります。

このようなことは、まさにオール三重で国体の開催に向けて取り組んだ大きな成果であろうと思います。

今後においても、三重とこわか国体・三重とこわか大会のこの御縁で、三重県で生活をする多くのアスリートがスポーツを通じていただいて三重で定着し、スポーツ人として、また社会人として、そして何よりも三重県人として活躍いただくことを願うばかりであります。まさに国体の財産、レガシーはこうした人にあると思います。

そこで、国体・大会の開催準備で得ました人の財産、それを今後どのようにしてスポーツの振興に生かそうとされているのか、また、国体の開催を見据えて、多くのアスリートが県内に就職いただきましたけれども、この人材を国体の財産として、今後どのような活動の場所を県として確保しようとするのか、お伺いいたします。

次に、障がい者トップアスリートの具体的な取組、その方策についてお伺いしたいと思います。

私は、障がい者アスリートも、健常者のアスリートも同じ部局で所管をし

で施策を進めていくということ、やっこのような時期が来たかという思いでいるところでもあります。

県内にも、これまでトップアスリートとして、障がいを持ちながらも大活躍されてきた選手も多くおられます。

また、現時点においても、国内外で活躍をするパラアスリートもお見えになるところでもあります。

こうした選手を今後どのように支えていくのか、また、障がいを持ちながらも、将来は全国や世界のひのき舞台で活躍を夢見る選手もおられると思います。

そこで、具体的なパラアスリートの支援、また、パラアスリートを目指そうとする環境づくりについてどのように考えているのか、お伺いいたします。

そして、これはこの項の最後になりますけれども、スポーツを行う環境についてお伺いしたいと思います。

三重とこわか国体・三重とこわか大会を迎えるに当たって、県はもちろんのことですけれども、各市町におきましても体育館の新設であったり改修など、新たな施設整備等を進めていただいて、スポーツをする、見る、支える、その環境づくりが進んで、今後のスポーツ活動が大いに楽しくなるなど、こんな思いでおります。

県営スポーツ施設においては、伊勢の陸上競技場等の整備が進んだところでもありますけれども、例えばこれを見ていただきますと、（パネルを示す）これは三重交通Gスポーツの杜伊勢の体育館でありますけれども、これはその体育館の正面からの映写資料であります。

次、続いてこれをお願いいたします。（パネルを示す）これは、建設当時の銘板でありますけれども、竣工されたのが昭和39年3月ということで、何ともう58年の年月がたち、現在も使われているところであります。

そこで、施設の管理者にその施設の状況を伺うと、（パネルを示す）多くの課題があるとのことでもあります。

これは天井にある水銀灯の照明でありますけれども、この水銀灯が切れる

とどうするかというと、職員の方がキャットウオークという高所に造られた通路を渡って行って、手作業でそれを交換するとのこと、本当に大変危険な作業を強いられているというところでもあります。

そして、これを見ていただきますと、（パネルを示す）これはまさに年代物の空調設備であります。これを管理する空調の専門業者からは、いつ壊れてもおかしくない、また、壊れても修理の部品等を調達できるか、それも不明であるとのことでもあります。

そして、この空調の起動というのは、その都度、専門業者の方に操作をしていただく必要があるということから、利用者の方から冷房を入れてくださいという声がかかっても、そんな要望があっても、空調の起動、また停止というのは、専門の業者でなければできず、大変不便を強いられているという状況にあるというのが、この伊勢の体育館であります。

また、これは（パネルを示す）三重交通Gスポーツの杜鈴鹿のサッカー・ラグビー場でありますけれども、ここは平成4年に整備がされて、今年で30年の年月が経過します。

その天然芝グラウンドは、今日まで天然芝の養生期間を設けながら利用されてきておりますけれども、殊にメイングラウンドについては、年間を通じて青い天然芝を維持する必要があるということから、夏芝の種をまき、砂を入れる、埋め土をして、秋には冬の冬芝の種をまきと、これをずーっとこれまで繰り返してきたことによりまして、（パネルを示す）供用開始当時よりも芝の高さといいましょうか、真ん中に定規があつてちょっと見にくいんですけれども、地面が20センチメートルほども盛り上がりまして、水はけも悪くなり、根腐れや病気の発生の原因になっていると伺い、このようにしてちょっと確認させていただいたところでもあります。

そこで、全てではないんですけど、近いところの県に、天然芝の維持管理の状況等を調査してみたところ、もう30年もの長い間改修していないというところはありませんでした。

そして、逆に、施設の管理上からは、それ、問題ですよという指摘もいた

だいたとこであります。

また、昨年度からラグビーのトップリーグが編成されて、リーグワンとして国内のラグビーのトップチームがこのグラウンドで対戦していただいています。

本県におきましても、地元の三重ホンダヒートがここをホームグラウンドとして大会を開催していただき、多くのラグビーファンの楽しみの一つになっているところでもあります。

しかしながら、その大会を運営するには、大型映像装置ということがもう必須になっているところでもあります。しかしながら、見ていただくように、(パネルを示す)メイングラウンドには、この施設が整備されておられません。

現在あるのは、見ていただくように、点数と時計などの表示があるだけでありますが、ないのでどうするかといいますと、試合の都度にレンタルをしながら設置して行わなければならないということで、多額の経費負担が、それを運営する県ラグビー協会に発生しているということでもあります。

そこで、時代は快適なスポーツを見る環境であったり、分かりやすいスポーツを求められておって、スポーツを楽しく、また安全に快適に、そして、する、見る、支える環境を継続的に整備していくということは必要不可欠なことであると思います。

そこで、この伊勢の体育館の今後の対応をどうするのか、また、鈴鹿のサッカー・ラグビー場、ここの芝生の維持管理と、また大型映像装置など、時代にマッチした施設整備をどのように考えているのか、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○地域連携部スポーツ推進局長(山川晴久) 人材の活用、パラアスリートへの支援、スポーツ施設の整備の3点についてお答えします。

三重とこわか国体に向けて競技力を高めてきた選手は、本県のスポーツ振興を支えるべき貴重な財産であり、活動の場を確保し、活躍していただくことが重要です。

実際に、現在も選手を続けながら、指導者としてクラブチームの育成、強

化に関わっている例や、現役を退いた選手がコーチやチームスタッフとして活躍している例もあり、本県のスポーツ振興を支える中心的な役割を担っていただいています。

引き続き、競技団体や関係機関と連携しながら、活動場所の確保に努めてまいります。

また、トップアスリートやその指導者の県内企業等への就職を支援することで、国体開催後も安定した競技力の確保に取り組んでいます。その結果、県内企業等への就職者数は、これまでの累計で240名を超えています。

企業に採用された選手からは、職場の理解を得て練習時間を確保することができ、競技力が高まったという声を聞いています。また、企業からは、職場に一体感が生まれ、雰囲気がよくなったことから、今後も積極的に採用したいという声をいただいています。

現在、競技を続ける選手については、チームみえの中心的な存在として国体等で活躍していただき、現役を引退する選手については、指導者等として本県選手の育成・強化の中心的な存在となるよう、競技団体とも連携しながら、資質向上に取り組んでいるところです。

引き続き、アスリートの就職支援により、競技力の維持・向上に努めてまいります。

パラアスリートの支援についてでございます。

東京2020パラリンピック競技大会での日本のパラアスリートの活躍により、パラスポーツへの関心が高まりつつあります。

県民がスポーツの多様性を理解し、アスリートが持てる可能性を発揮することができる環境の実現に向け、令和4年度から、パラリンピック等の国際大会や全国大会で活躍した実績があるなど、一定の競技力を有するトップアスリートを強化指定し、合宿や競技用具の購入などに要する経費を支援しています。

県によるパラアスリートへの本格的な支援は、令和4年度から始まったばかりです。競技によっては、パラスポーツを専門とするコーチや同じレベル

の練習パートナーが県内に不足しており、活動拠点を県外や海外に求めざるを得ないことや、競技用具の機能や調整具合が勝敗を分けるといった課題もあり、個々の競技の特性を踏まえた支援が求められます。

今後は、選手一人ひとりの状況把握に努め、求められる支援のためのノウハウや経験を蓄積し、きめ細かな支援を行ってまいります。

3点目のスポーツ施設の整備でございます。

スポーツ施設については、スポーツの振興だけでなく、地域のにぎわいや交流人口の増加をもたらすなど、地域の活性化につながる重要な社会資本です。老朽化に伴う適切なメンテナンスとともに、近年は、デジタル化の進展により、スポーツ施設に求められるニーズも多様化しています。

三重交通Gスポーツの杜伊勢及び三重交通Gスポーツの杜鈴鹿については、大規模大会の開催に対応できる中核的な県有スポーツ施設であり、指定管理者制度を活用し、施設の安全かつ効果的な管理運営に取り組んでいるところです。

近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少しているものの、コロナ禍前の令和元年度においては、両施設合わせて87万人を超える皆さんに御利用いただいています。

三重交通Gスポーツの杜伊勢の体育館の空調設備については、三重とわか国体の相撲競技会場として活用するため、令和3年度に修繕工事を行ったところです。

三重交通Gスポーツの杜鈴鹿のサッカー・ラグビー場については、雨漏りなど早期に改修が必要な老朽化対策に加え、芝の維持管理や大規模映像装置の整備といった運営上必要な対策も求められる状況となっております。

これらスポーツ施設の維持管理については、御利用いただく皆さんの安全を第一に、また快適に御利用いただけるよう、引き続き、指定管理者の意見もお伺いしながら、優先順位をつけて、費用の年度間のバランスも考慮し、計画的に施設整備を進めてまいります。

〔49番 館 直人議員登壇〕

○49番（舘 直人） 今聞いておると、施設のところはまた後でいきますけれども、レガシーを持って、選手の前向きな御答弁をいただいたんだと思いますし、競技団体、また御本人との協議というか、本人の思いもあられると思いますが、これほど頑張っていたきながら貢献いただいたことを本当に大切にさせていただきながら、三重県の裾野スポーツの力がさらに向上しながら、それが県民の皆さんの元気に絶対つながっていくと思うんです。

ですので、その取組、せっかく240名の方々が三重県人として頑張っていたくことを県民の皆さんが応援ができるような、また、その人たちにお願いができるような、そんな体制づくりを進めていただきたいと思います。

障がい者のトップアスリート、パラアスリートでありますけれども、これも先ほど同じ部局で所管して施策を行うことは本当に望ましいというか、やっときたかと申し上げたけれども、それはそれで今までがなかったこと、しかしながら、これも子ども・福祉部との関係が当然あるわけで、いろいろな形の中で連携しなければ、パラアスリートの皆さんへの支援はしっかりしたものにならない。一番ベースのところでは、施策として出すときには、それが一番だと思しますので、この辺も慎重にさせていただきながら、丁寧に、そして前へ進むように、パラアスリートの方々が本当によくやっていると感ぜられるように、それもまた県民の皆さんにお知らせしながら、こうやって頑張っていたいているんだということも示していただきたいと思います。

施設です。この伊勢の体育館、もう60年近くです。ここは陸上競技場を中心としたあの広いサブグラウンドも含めていけば、三重県の総合スポーツ施設として認められるべきところだと思います。

ここでもう昔の時代というか、遺跡のような、そんな設備があつていいのかな。今でしたら、もうボタンを押していったらここに問題がありますよね、それができないから専門業者に来ていただいて、それを起動していただくなんていうことは、もう今の時代ではどうなんだろう。去年のときに、それ、ちょっと改修いただいたようでありますけれども、ちょっとそこは考えてい

ただきたいと思いますし、サッカー・ラグビー場についても、安全が第一とよく分かりますけれども、この経費負担、年間に数百万円かかるようです。それが毎年かかっていくんです。

そんなことではなくて、改修するのには、一時、お金がかかるか分かりません。多分億単位になるのではないかなと思いますが、それをする事によって、さらなるスポーツへの注目度、これほど注目されてきている部分がありますので、県としてのメイングラウンドはしっかりとしていくべきだということを要望させていただいて、次に移らせていただきます。よろしく願います。

三つ目が、未来志向の「行動計画」へということであります。

強じんな美し国ビジョン（仮称）とみえ元気プラン（仮称）を本定例会議に示していただきました。

その最終案は目指す姿を示して、その目標に向かって取組を進めていこうとすることは理解できるんですけども、具体的な取組の記載となると、ちょっと抽象的になっているのではというのは私が感じたところであります。

さて、本県のスポーツ振興施策の推進の根本的な考え方、それは平成27年に施行された三重県スポーツ推進条例であります。

その条例の前文に、スポーツはこのようなものだと書きながら、そして、県民の皆さんの自主性、主体性、その参画を得ながら人づくり、地域づくりを推進する、そして、全体をまとめると、県民がスポーツの価値を広く享受し、県民の力を結集した元気な三重県を目指すということで、これを目指す姿としてこの条例を制定するんだと、こうあります。

そして、この条例の目指す姿を実現するために、三重県スポーツ推進計画を策定し、子どもの体力の向上であるとか、また地域のスポーツ活動の推進、競技力の向上、障がい者スポーツの裾野拡大などなどに取り組んできているところであります。

昨年の9月でありましたけれども、三重とこわか国体・三重とこわか大会

実行委員会総会が開催されました。新型コロナが爆発的に感染拡大するなどの社会情勢の中で、開催目前のこの国体・大会を開催するのか、それとも中止か延期にするのかということについて議論がされたところであります。

競技団体だったり関係者などなどからは、開催に対し強い思いであったり、また中止や延期をすることに対しても多くの意見が出されてきたところでありましたけれども、最終的には知事に御一任いただくということとなつて、知事は、国体の開催中止と延期の断念を表明され、まさに重大な決断、苦渋の決断をされたところであります。

その後の動きは、県のスポーツ協会から提言が提出されたこと、そして、私自身もこのビジョン・プランに関しまして、競技団体であったり、関係者の方々の思いをお伺いもしたところでありますけれども、その中の意見としては、10年後の三重の姿の中でスポーツの果たす役割、スポーツが目指す姿がちょっと見えにくいよね、スポーツの位置づけをどのように考えているんだろうか、また、全国で唯一2巡目の国体ができないのは三重県だけなんだろう、3巡目の約50年先を目指すのかということと、そしてもう一つが、知事の態度をはっきりしていただく必要があるのではないかなどなどの声を伺ったところであります。

そこで、知事にお伺いさせていただきます。

知事におかれては、あの国体・大会実行委員会総会において、まさに苦渋の決断をされた中で、次のことも御発言をいただいております。

それは、三重県のスポーツの火を消さない、両大会のレガシーを県政に生かしていく、また、次期国体の開催時期については、財政状況であったり市町の理解を得た上で、3巡目の順番を待つことなく、できるだけ早期の開催を目指していきたいと発言をなされました。

であるのであれば、今回のこのビジョン、またプラン、これに国体や大会の開催に関してもう少し具体的に、また、スポーツの推進等に関して知事の思いをしっかりと明記いただくべきではないのかな、このように思うんですけれども、知事、どのようにお考えかお伺いいたします。よろしくお願ひし

ます。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） コロナ禍の中ではありましたけれども、去年の夏に開催されました東京2020オリンピック・パラリンピックでは、三重県の選手をはじめとします日本代表選手の皆さんが活躍する姿、非常に目に焼きついております。また、国籍とか障がいの有無にかかわらずに競い合う姿が大きな感動を与えたことを覚えております。まさにこれがスポーツの持つ力なのではないかと思えます。

先月ですけれども、同世代の知事が集まりまして、福島県で議論してまいりました。その会場は、サッカーの聖地と言われたＪヴィレッジでございました。Ｊヴィレッジの人工芝の上に机を並べて議論するんです。

ここまでせっかく来たんやで、私は初めてでしたんですが、サッカーをやっていた身としてはボールを蹴りたいですねと言ったら、休憩時間にボールが出てきまして、久しぶりにボールを蹴りました。リフティングもさせていただきました。ちょっとさびついた感もありましたが、まあまあ蹴れるんやないかなという感じもしました。翌日、非常に臀部の筋肉が痛かったということとともに爽快感も覚えました。スポーツのよさというのはこういうことと違うかなと思いついたところなんです。

そういうことで申し上げますと、やっぱり県民の皆さんがスポーツに親しんでいただく、どこでも自分のやりたいスポーツができるということを提供していくのが、やっぱり一番スポーツ行政にとって大事な事かなという気が現在はしております。

強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）、御指摘を頂戴しました。これはスポーツの振興についても書いてございまして、20ページでございますけれども、競技力の向上をはじめ、大規模大会の誘致・開催などスポーツに触れ親しむ機会の拡大を通じて、スポーツの振興やスポーツを通じた地域の活性化に取り組むと記載しております。

また、みえ元気プラン（仮称）ですけれども、これは194ページで、県民

の皆さんの夢や希望、勇気となるよう、選手やチーム、競技団体が行う強化活動を支援していくということも力強く記述をさせていただいているところであります。

次回国体につきましては、言うまでもないことでありますけれども、市町でございますとか、あるいは競技団体、学校、さらには日本スポーツ協会、こういったところとの調整が重要であります。

もちろん県に無限にお金があればやっていくということもございますけれども、そういうわけでもありませんので、財政状況を踏まえた対応も必要となってまいります。

こういった一つ一つの手順をこなしながら開催に向けた歩みを続けていくこと、これが大事だと思います。意気込みだけを書き込んで、結果として県民の期待を裏切るといことがないようにしたいとの思いから、具体的な部分については記載していないところでございますが、何よりも検討、調整、これで結果を出していくということを行っていきたいと考えております。

〔49番 館 直人議員登壇〕

○49番（館 直人） 御答弁をいただきました。サッカー、知事やってみて、もう痛いのは取れたんですね。

言われる趣旨というか、その思いというのは、もう当然、最終案として出されてきている部分で、これから、予定からいくと、この10月の中頃ですか、そこで可決をして、その方向が決まるということだと思います。

その中で、やはり私が思うのは、条例も目指す姿というのははっきり示している、今も知事がおっしゃられた、スポーツの力ということも記入はしてあると言われても、もう少し県民の皆さんが見ていただいて、こうなんだなという思いができるようなものにもう少し、今入れよというんじゃないくて、これからの議論の中でいろいろなまた書き込み等々もあるんだろうと思いますし、この議会の中の議論もあるし、また、外へ出ていただいて、いろいろな声を知事もお聞きいただくんだと思います。そんな中で、もう今決めてしまうのではなくていろいろなお声を聞きながら、その状況にも対応してい

ただきたいな、こんな思いであります。

そして、国体、また大会の関係でありますけれども、今、三重県がここで中止をしましたというと、今年は、先ほどもお話がありますけれども、大体これからの開催予定なんですけど、本年度が栃木県で行います。来年、令和5年は、特別に一昨年中止になった鹿児島県が行います。そして、決定内定がされているのが、それから3年間、令和6年は国民スポーツ大会となっていて、これは令和2年10月に決定した佐賀県、令和7年は、令和元年7月に内定した滋賀県、令和8年は、令和2年10月に内定した青森県。

それから後は、開催申請書提出順序了解県というのがあって、令和9年、10年、11年、12年、13年、この13年度がちょうど今年から10年後、いわゆるビジョンのおおむね10年の期間でありますけど、ここまでが一応了解県としてそれぞれの県名が上がっております。

そして、それから3年、令和14年、15年、そして16年もあるんですけど、16年が2巡目の終了の年ということで、17年から3巡目に入りますよという予定になっているんですけど、その14年、15年、16年も既に候補県が上がってきているという状況にあります。

そこで、開催をする、しないということもそうなんですけれども、私が思いますのは、やっぱり国体中止になったね、また6年間の延期もキャンセルになったね、多くの県民の皆さん、それは理解していただいていると思います。コロナ禍の中でやっぱりそういうことなんだね。

しかしながら、オール三重で取り組んできた県民の皆さんから思えば、その落胆というものもひどいというか、大きなものがあつたんだろうなと思います。

オール三重でこの開催準備を重ねてきて、あと開催してのレガシーも欲しかったよね、未来につなげていきたいよね、だから、今年の栃木国体で頑張ってくださいというのはよく分かるんですけど、こういう流れの中で、やはりこれから国体の在り方というもの、またその手法という見直し等々も当然議論があって、今のままでは各県が単独で実施するのは大変なんだとい

うことも、いろいろなことの声も上がってきているということから言えば、そんなこともこの三重県も考えたわけですが、いろいろな手法の見直しとかあろうかと思えますけれども、今年10月に向けて、国体の開催について、基本的にこういう声をいただいているからこういう方向でいきたいというのを、このビジョンに記載されるのが私は一番いいのかな、県民の皆さんにも御理解いただけるのかなと思います。

これからまだまだ議論を重ねていく案件でありますので、今ここでどうこうということは申し上げるべきではないんだと思えますけれども、そんなことも視野に入れながら、そしていろいろな情報を集めながら、これから共に議論していきたいと思えますので、その部分についてもちょっと知事には隙間を空けていただいて、お聞きいただきますようによろしくお願ひしたいと思えます。この程度にします。

質問の大きい二つ目、原油価格・物価高騰等総合緊急対策についてお伺ひいたします。

これは、国の本総合緊急対策に対応して、本定例会議に物価や原油価格等の高騰等の影響を受けます県民、中小企業、農業者等を対象とした緊急支援など、早期に必要な措置を講じるということで、補正予算が上程されたところであります。

しかし、その中を見てみると、やはり私がよく聞く話の部門でいくと、建設・土木業向けの支援はと見てしまうわけなんですけれども、建設・土木業はやはり発注者と受注者という関係があるから、ここには見当たらないのかなという自分なりの納得はしているんですが、建設土木資材の価格の高騰というのも、業界の方々から多くの声を聞くというよりは、もう悲痛の声を多く聞く、また、その報道も今あるところであります。

公共工事の設計に用いる建設土木資機材の単価、これは市場における実際の取引価格であります実勢価格を反映して設定していると思えますけれども、そこで、私自身も、昨年、令和3年1月と令和4年5月の県の設計単価を比較いたしました。

生コンクリートでありますけれども、昨年、令和3年は2万100円でありましたけれども、今年、令和4年は2万2900円と2800円、14%の増、これは上がったということですね。

鉄筋、これにおいては、令和3年、昨年は6万6000円、今年、令和4年は10万1000円と3万5000円、率にすると53%増と大きく価格が上昇しております。

これはほんの一例でありまして、ほかにもこのように大きく上がっているものがあるというのは当然のことでありまして、今後も価格の高騰、容易に想定ができるところであります。

そこで、県が工事発注する際は、実勢価格を反映した設計ということはもちろんのことといたしましても、契約後に業者の方が、当初想定したよりも資材の値上がりで仕入れ値が高騰したことによって経営に大きな影響が出ることも、これまた容易に想定ができます。

このような公共事業におけるしっかりとした対応というのは必須でありますし、このことについて県としてどのように考えて対応するのか、お伺いいたします。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** 県発注公共工事における建設資材高騰への対応につきましてお答えいたします。特に、工事契約後の対応についてお答えいたします。

工事契約後に建設資材の価格が上昇し、請負代金額が不相当となった場合につきましては、適正な請負代金額とするため、受注者からの請求に基づきまして、建設工事請負契約書第25条第5項、いわゆる単品スライド条項を適用いたしまして、資材の価格の上昇分を反映し、請負代金額の変更を行っております。

引き続き、最新の取引価格を反映した適正な設計単価を設定するとともに、契約締結後においては物価変動に応じて必要な契約変更を実施するなど、適切に対応してまいります。

[49番 館 直人議員登壇]

○49番（館 直人） 当然のことだと思います。本当に理事もそうだと思いますけれども、高騰することによって大変苦慮、頑張っているけれども大変な思いをしている業者、インフラ整備を進めていくのにも本当に大きな問題だと思っておりますので、実勢価格をしっかりと反映していただいて、今後も進めていただきたいと思ひますし、注視していないと、いつ上がっていったか分からないようなことではあきませんので、活性化プラン等々で業者、建設業を育てようとしている県でありますから、その部分についてもしっかりとした取組を進めていっていただきたい。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう答弁は求めませんが、指定管理者制度、これも総括質疑の中でもいろいろ質問もさせていただきましたけれども、今聞くと、大抵、やはり一番初めに言うのは電気料金ですわ。かなりのもう値上がりで、大変厳しいんだということもあります。

そのやり方というのは、前の総括質疑でも手法はお聞きしましたがけれども、これも注視していただきながら、管理者と連携というか、お話を聞きながら、最善の方向を見つけていっていただきたいと心からお願ひを申し上げて、ちょうど時間が来たようでございますので、今回は時間内に終わることができました。どうも御協力ありがとうございました。

以上で終結いたします。（拍手）

休

憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開

議

○議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（前野和美） 県政に対する質問を継続いたします。19番 山内道明議員。

〔19番 山内道明議員登壇・拍手〕

○19番（山内道明） 公明党、四日市市選挙区選出の山内道明です。よろしくお願ひします。

30分間の質問時間となりますので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず最初の質問は、若年層の防災参加とフェーズフリーという概念の定着によって、県民の防災意識と防災力の向上を期待する、そういった質問でございます。

若者の参加につきましては、7年前、ICTの活用による参加推進を提案してから一貫して要望してまいりました。

地域防災の担い手の高齢化が進む中、若い世代の力を地域防災の力として期待する声は日増しに大きくなってきています。いざというときに差し伸べられる手が若い人の手であってほしい、そういった声です。

若い人の中には、地元をよく知り、地域で暮らす元気な中学生も大歓迎だと聞いています。現在、中学生も防災の担い手となるよう推進いただいております。

フェーズフリーについては2019年11月定例会議で取り上げ、その概念を県の防災・減災に取り入れるよう要望させていただきました。

フェーズフリーに関して、改めて少し簡単に説明させていただきます。

こちらの資料になります。（パネルを示す）特に真ん中の部分になりますけれども、身の回りにあるものやサービスを日常時はもちろん、非常時にも役立てることができるという考え方、概念です。

防災品のほとんどは、ふだんは使われず、非常時のみ使うものになりますが、フェーズフリーは異なります。例えばPHV車は、非常時には電源

になります。トレーラーハウスは、非常時には仮設住宅になります。コロナ禍には、ホテル避難所という発想も生まれております。

そのほか、非常時にそのまま使える赤ちゃん用の液体ミルク、また、非常食を保管するローリングストック、そういった方法もフェーズフリーです。

鳴門市教育委員会ではガイドブックを作成して、2021年度フェーズフリーアワードで金賞を受賞しているといった状況です。

県内の動きですけれども、東紀州の災害活動の拠点化も視野に入れている建設予定の大台警察署、また、平時はカフェ、災害時には食料拠点として、2023年5月完成予定の東員町の中部公園広場、いなべ市、南伊勢町では、木造建築コンテナを平時には地域交流、集客に活用して、非常時には移動可能な避難所としてその活用が期待されています。

私の地元四日市市では、特に四日市市消防本部が力を入れておりまして、現在改築中の四日市市南消防署は、全国初のフェーズフリー消防署を目指しているといった状況です。

例えば庁舎訓練施設に屋外階段を設置して、平常時には訓練に、非常時には地域の津波避難所として設計をされているほか、非常時も活用できる太陽光発電、また燃料供給設備を設置するようです。

さらには、運用面においても、昨年7月にフェーズフリー協会の代表理事をアドバイザーとして委嘱しています。平時には食堂としてのスペースが、非常時には事務所と一体化して現地対策本部として活用できるよう、コンパクトデスクの導入ですとか、壁がホワイトボードになっているといった状況のようです。2023年のフェーズフリーアワードへの応募を視野に入れて、力を入れているということです。

こういった県内の動向をチャンスと捉えて、県民の意識と防災力の向上を力強く推進していただきたいと思います。まず、フェーズフリーに関する知事の御所見、また、三重県の取組についてお聞かせいただきたいと思います。

特に令和3年3月3日、（パネルを示す）実は地域別企業等防災研修が行

われまして、フェーズフリーを取り上げていただきまして、フェーズフリー協会代表理事の佐藤氏によるフェーズフリーに関する内容が大変参加者から好評だったと伺っておりますので、その研修の結果についても教えていただきたいと思ひます。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 県政の最大の使命は、県民の生命と財産を守ること、これに尽きると思っております。みえ元気プラン（仮称）の中でも、7つの挑戦におきまして防災・減災対策を最重要課題に掲げさせていただいているところであります。

先ほど議員御指摘いただきました若い世代の防災活動、これ、非常に重要やと思ひて、フェーズフリーの前にちょっと申し上げたいと思ひますが、東日本大震災では、防災教育を受けた若者が地域の住民、お年寄りを適切に避難に導いた事例があるというのは、テレビ、マスコミを通じて何度も聞いております。

また、私自身、平成30年と記憶してはいますが、海上保安庁の次長として北海道奥尻町を訪問した際に、そこでも平成5年に北海道南西沖地震で死者172名という非常に痛ましい津波の災害がございましたが、そこでも同様の若い人がお年寄りを避難させたということも聞いておりました。

さらに、三重大学の川口准教授、これ、強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）・みえ元気プラン（仮称）の策定のときに有識者の方々から御意見を伺いましたけど、その中のお一人です。川口先生がおっしゃっていたのは、三重県は、小・中・高を通じた防災教育を10年にわたって継続してはまして、その効果は計り知れないほど大きいとおっしゃいます。そのとおりのやと思ひます。

だから、若者には、地域の防災活動の要として大いに活躍してもらいたいと思ひます。そのときに、やっぱり大人がしっかりせんとあかんという思ひも持ちました。

フェーズフリーでありますけど、これは議員御指摘いただいたように、災害

に対して、日常と非日常をシームレスにつないでいくということやと思っています。

少し概念が違うかもしれませんが、私らが学生のときは、ヘビーデューティという言葉がありました。私も災害時の使用にも耐えられるようなデイクパックとか腕時計をふだんから使っておりましたので、そういう意味では、フェーズフリーを実践していくということはとても重要なことでありまして、日常から治にいて乱を忘れずという思いを持つということが重要であります。

三重県の取組について御質問いただきました。

例えば都市公園であります、久居駅の東口の防災広場、ここでは災害時にかまどになるベンチとか、あるいはマンホールトイレとかを準備されているということで、フェーズフリーの考え方を取り入れて多様な事業が展開されている、また御指摘いただいた研修についても非常に好評で、フェーズフリーの思いが広がっていているということを聞いております。

現在、災害対策に重要となります初動の対応について、県内の検証を実は行っているところでございます。危機はそこにあるものとして意識し、ふだんから備えておくべきと思っておりますので、災害から県民の生命と財産を守るべく、しっかりこれからも対応していきたいと考えております。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（山本英樹） それでは、私からは、フェーズフリーを浸透させるための取組について、企業向けの研修も含めて答弁させていただきます。

県では、日々の生活の中で使っているものや行っていることが災害時にも役立つというフェーズフリーの考え方について、様々な視点で県民の皆さんに浸透させるための取組を行っております。

例えば、本県と三重大学が共同で設置したみえ防災・減災センターが、県内で活躍する防災人材の育成を目的に開催しているみえ防災塾の今月の講座におきまして、本県職員がフェーズフリーの必要性について啓発を行ったところでございます。

また、日常の食生活が災害時でも維持できるよう、令和2年度に開催しま

したみえの防災レシピコンテストで応募があった提案の中から、優れたレシピをホームページやパンフレット等で紹介することで、食の観点からも県民の皆さんへのフェーズフリーの浸透に取り組んでおります。

さらに、先ほど議員からも御紹介いただきましたが、令和3年3月にみえ防災・減災センターにおけるみえ企業等防災ネットワークの会員企業を対象に実施した研修において、一般社団法人フェーズフリー協会から講師をお招きし、フェーズフリーをテーマにした講演を行い、防災啓発を実施いたしました。

その際の参加者へのアンケート結果によると、日常に使っているものが非常時にも役立つ、今後このようなものが生活のいろいろな場面で増えてくるのではないかと、当社でもフェーズフリーの考え方を取り入れる事案があるはずなので検討したいなどの肯定的な意見があり、企業の皆さんのフェーズフリーへの期待と取組への動きを感じ取ったところでございます。

今後も引き続き、県民の皆さん一人ひとりの日常生活の様々な場面でフェーズフリーの視点が定着していくよう、しっかりと啓発を進めてまいります。

〔19番 山内道明議員登壇〕

○19番（山内道明） 御答弁ありがとうございます。

知事のほうからは、防災教育の重要性、また、三重県がしっかり防災教育をされているという実態と、また、過去の御経験からフェーズフリーという概念が昔からあったということも御紹介いただきました。

県民の生命と財産を守る、これが一番大事だということでありましたので、引き続き力強く防災・減災を進めていただきたいと思います。

一つだけ提案なんですけれども、先日、三重のサステナブル経営アワードが創設されて、応募が開始されております。

評価項目を見てみると、環境への配慮、地域社会への貢献などがありまして、フェーズフリーとも非常に親和性がございます。ぜひサステナブル経営につながるフェーズフリーの取組も応募要項の具体例として検討いただけれ

ばと思いますので、よろしく願いいたします。

また、部長答弁で研修会参加者のアンケート結果をいただきました。これ、非公表でしたので今初めて聞かせいただきましたけれども、フェーズフリーを知ること、取り入れることで防災意識、防災力の向上に効果があるという答弁をいただいて、手応えを私自身感じました。

そこで、もう一つ質問です。

県の防災対策部の今年が目玉事業だと思います（パネルを示す）みえ学生防災啓発サポーターの養成におきまして、これ、大変すばらしい取組で、中でもSNSによる同世代への情報発信には期待をしております。

あわせて、フェーズフリーに関しても、そのカリキュラムの中で取り入れていただくことを要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（山本英樹） みえ学生防災啓発サポーターの養成講座の中でフェーズフリーを取り上げることについて、御答弁いたします。

人口減少と高齢化の進展によりまして、地域の防災活動を担う人材が今後一層不足することが懸念されております。

また、防災に関する民間の調査によりまして、防災を非日常的で面倒なもの、時間を割いて参加するものなどとマイナスイメージで捉え、防災活動への参加を敬遠しているとの調査結果もございます。

さらに、県が毎年度実施している防災に関する県民意識調査の結果を見ますと、10代から20代では、地域や職場の防災活動に参加した割合が全ての世代の中で最も低く、若者の防災への関心の薄さが浮き彫りになってございます。

このため、県では、今年度から次代を担う若者をターゲットとして、若年層の防災意識向上事業を実施しております。

本事業では、学生などの若者を、まずは、地域防災の担い手となるみえ学生防災啓発サポーターとして育成し、そのサポーターが自由な発想力を生かし、SNS等を活用した情報発信を行うことにより、他の若者たちに影響を

与え、一緒に地域の防災活動へ参加することで地域防災力の向上を図ることとしております。

同事業の中で、今後実施するサポーターを育成するためのカリキュラムにおいて、フェーズフリーも取り上げ、例えば日常的な活動が少しの工夫で防災につながる、ふだんの生活で使っているものの中に非常時には防災グッズとして活用できるものがあるといった考え方を、まずは受講生がしっかりと理解し、その考えを幅広く情報発信してもらうことで、若者へのフェーズフリーの意識の浸透を図ってまいります。

〔19番 山内道明議員登壇〕

○19番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

しっかりお答えいただいたと思っております。このフェーズフリーの概念、若者に非常に浸透しやすいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

地域防災活動の各地には、経験豊富な地域の方々がたくさんいらっしゃいます。その中にもあっても、SNSの活用ですとかフェーズフリー、若者たちにも大いに出番があると思っております。それぞれが得意分野を生かして活動できる、そういった地域防災活動の環境が非常に大事だと思っております。

フェーズフリーは、防災を見える化して、防災の日常化のきっかけづくりをして、後押しをする概念だと思っております。さらには、日常化は待てない現状がございます。そういった防災には、フェーズフリーは不可欠であると思っております。

若年層とフェーズフリーで、新しい人材による新しいアイデアから防災の意識と力の向上を期待して、次の質問に移らせていただきます。ありがとうございました。

二つ目の質問は、福祉と連携した食品ロスの削減についてです。

食品ロスに関しては、持続可能な開発目標、SDGsのターゲットの一つとして、2030年までに世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させることが盛り込まれています。

令和元年10月には食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、令和2

年3月には食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が示されました。

この方針では、世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えており、食品ロスの削減はそのために誰もが取り組める身近な課題であるとされています。

今まさしく食料安全保障の環境が大きく変化しております。

令和2年定例会6月定例会月会議におきまして、SDGsの視点から分野横断的な取組の推進を質問した際に、当時の知事から、食品ロスが課題となっている中、生活困窮者への支援ニーズが高まっており、ICTを活用した仕組みづくりに取り組んでいくといった答弁があり、その推進を強く要望させていただきました。

その後、県におきまして、廃棄物対策局が食品関連事業者とフードバンク等の支援団体とのマッチングを行う（パネルを示す）三重県食品提供システム、「みえ〜る」を令和3年7月に開始して、そして10月、食品ロス削減月間に合わせて本格運用され、分野横断的な取組が具現化をされました。

このようなシステムは、都道府県レベルでは三重県が2番目の導入となっております、意気込みが伝わってまいります。システム構築当初から、フードバンクからも期待の声や御意見をいただき、お届けさせていただきました。

食品ロスの削減に向けては、食育などの観点から食品を残さないとの取組とともに、食品を食品のまま必要とされる方へ届けるという福祉の心でつながっていくことも重要です。

今回、環境行政を行う廃棄物対策局において、生活困窮者支援に着目して福祉と連携した取組を始められたことは、非常に高く評価されるものと思います。

そこで質問です。

「みえ〜る」の取組の現状と今後の展望についてお尋ねいたします。

〔小見山幸弘環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（小見山幸弘） 三重県食品提供システム、「み

え〜る」の現状と今後の取組についてお答え申し上げます。

県では、食品ロスの削減と生活困窮者支援の同時解決を目的に、食品関連企業等とフードバンク活動団体や子ども食堂等との間で、食品の提供及び受け取りに関する連絡調整が容易に行えるウェブシステム、三重県食品提供システム、通称「みえ〜る」を令和2年度に開発し、令和3年7月から運用を開始しております。

「みえ〜る」では、もったいないをありがとうに、というキャッチフレーズの下、食品関連企業で出荷や販売することができなくなった食品や、事業所で更新された災害備蓄食品をフードバンク活動団体等にマッチングしております。

食品提供後には、食品の受取者から提供者宛てに感謝の声が届く仕組みとなっておるところでございます。

システムの運用開始から令和4年5月末までに提供者28事業所、受取者27事業所、合計55事業所が「みえ〜る」に参加登録いただき、193件のマッチングが成立し、お米やおかず、お菓子など約5.3トンの食品がフードバンク活動団体等に提供されました。

「みえ〜る」の参加者へのアンケート調査では、受取者からの感謝の声だけでなく、提供者からも、支援先を見つけやすくなった、従業員の食品ロス削減の意識向上にもつながっているといった声をいただいております。

そのほか、食品ロス削減の取組として、スーパーマーケット等と連携し、賞味期限や消費期限の近い商品から順番に購入することを促す店頭広告、レールポップでございますが、この掲示を行うなど、様々な取組を進めているところでございますが、「みえ〜る」は環境と福祉の分野連携による取組として、他県や事業者等からも問合せがあるなど注目をいただいております。

今後も、参加者の意見等を踏まえた取組を進めるとともに、引き続き、参加者の拡大などに努め、食品ロス削減と生活困窮者支援の輪が広がるよう取

り組んでまいります。

〔19番 山内道明議員登壇〕

○19番（山内道明） 御答弁ありがとうございます。

参加している事業所が現在合計で55事業所ということで、さらなる拡大を期待させていただきたいと思います。食品を提供する団体の中に、私が以前勤めていた食品会社の名前がありまして、非常にうれしく思いました。

約1年半前になりますけれども、そちらの会社にもお邪魔いたしまして、食品ロスへの対策とかフードバンクとの連携について意見交換をいたしました。

いただいた御意見として、福祉との連携は非常に大切だと考えている一方、正規のルート以外で自社製品が流通することに対するリスクですとか、賞味期限、消費期限の制限をクリアすることの難しさ、こういったところをお聞きしたところです。

今回のシステムのように、行政が積極的に関わること、また、ICTを活用することでそういった課題がクリアされて、安心できるシステムであると非常に感じました。

また、受取者から提供者に感謝の声が届くという仕組みも、あったかい仕組みだなと今確認をさせていただきました。

また、運搬とか受け取りの際の課題で、有料であるのか無料であるのかというところ、非常に心配になるところですけれども、こちらも互いの条件提示が事前にされて、クリアされているということも伺っております。非常に使いやすいシステムだと思っております。

また、市町など各自治体とか、例えば児童養護施設なんかもそれぞれ提供する団体、支援を行う団体として登録できると聞いています。

市町に関しては、災害備蓄食品を提供する団体として登録することができますし、市町の事業としてもこの「みえ〜る」のシステムに参画できると聞いております。

一方、市町のように、より生活現場に近いところでは、食品ロスの削減と

福祉が連携する場合、どちらの部署が中心となるのかといったところで非常に課題を感じているという声も伺っております。

そんな中で、県のシステム、「みえ〜」をぜひ市町にも積極的にアピールしていただきたい、そういった要望がありましたので、最後にお伝えさせていただきます。

それでは、最後の質問になります。

高齢者の移動手段の確保についてです。

高齢者の移動手段の確保が県全域の課題です。買物に行けない、通院できない、多くの声をいただいております。

一般質問でも、過去2回、取り上げさせていただいておりますが、問題解決のためには、高齢者のみならず、子どもたちから現役世代まで社会全体での分野横断的なモビリティ・マネジメントが重要であることを訴えてきました。

2019年11月定例会議の一般質問では、当時の部長から、通学や通勤など若者や現役世代に対するモビリティ・マネジメントは、将来にわたって公共交通を利用していただくという観点からも重要であると、また、高校進学を希望する中学生の公共交通の利用促進、さらには、特別支援学校ではバスの乗り方教室、働く現場では健康経営にもつながるエコ通勤優良事業所認証制度の創設、さらには、利便性向上に向けて、Ma a Sの実証実験等を行うことが示されました。

その後、令和2年度、令和3年度には、高齢者等の移動手段の確保に向けた次世代モビリー等々の活用や他分野との連携を通じた地域モデル事業が行われ、より一層身近な課題として、県の北部から南部地域まで各地域の様々なケースをモデルとして取り組まれておりますが、その主な取組と今後の展望について教えてください。

〔後田和也地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（後田和也） 高齢者等の移動手段の確保に向けた地域モデル事業の取組状況と今後の展望について、御質問いただきました。

自動車運転免許証の返納件数が増加傾向となっているなど、交通不便地域等における高齢者をはじめとする県民の皆さんの移動手段を確保していくことが重要な課題となっております。

このため、県では、令和2年度から、次世代モビリティ等の活用や交通分野と福祉など他分野との連携による移動手段確保に向けた実証実験を、モデル事業として市町と共に実施しているところでございます。

次世代モビリティ等を活用した取組としましては、将来の運転手不足を見据えた自動運転でありますとかA I配車システム導入の実証実験、最適な移動経路や予約、運賃支払いを一括で行うサービスを提供する菟野町M a a S「おでかけこもの」の充実など、利便性向上に向けて取り組んでいるところでもございます。

他分野と連携した取組としましては、福祉分野をはじめとして医療、教育分野等との連携を図りまして、地域の課題解決に取り組んでいるところでございます。

例えば鳥羽市答志島では、島民の診療所への通院のために市が公用車を貸し出しまして、地元自治会が運転ボランティアを活用することで、送迎車を運行しております。

また、南伊勢町では、道路幅が狭く児童の通学、高齢者等の通院や買物のための移動手段がない地域でのワンボックスタイプの町営バスを運行し、既存のスクールバスや医療機関の送迎などと連携しています。

こうしたモデル事業を進める中で、住民の日常生活に必要な移動手段の確保に向けた持続可能な取組とするためには、様々な分野や地域との連携が必要であることが明らかとなってまいりました。

本年度につきましては、特に他分野との連携につきましては、福祉など県民生活に密接に関連する分野と連携した取組に加えまして、地域のニーズにきめ細かく対応するため、ボランティアや地域の助け合いで運営する輸送等もモデル事業の対象とする予定としております。

このような将来的な本格運行を見据えた実現性の高い取組を支援すること

で、移動手段として地域に定着させていきたいと考えております。

また、これらの取組を他地域にも拡大させるため、モデル事業の成果や課題等を整理したマニュアル等を活用しまして、水平展開を図り、高齢者をはじめとする県民の皆さんの移動手段の確保を進めてまいりたいと考えているところでございます。

〔19番 山内道明議員登壇〕

○19番（山内道明） 御答弁いただきました。ありがとうございました。具体的な説明もいただきましたし、しっかりこれから横展開も視野に入れて取り組んでいくということでございました。

答志島での取組、常任委員会で視察させていただきまして、また、桑名市の自動運転バスの実証実験、私も体験乗車をさせていただいたところです。非常にこれから安心・安全な運転で広がってほしいなという感覚を得ました。

このようなモデル事業につきましては、県民の関心も高いと思いますが、ぜひこの取組が高齢者にもしっかりと届くように工夫をいただきたいと思っております。高齢者の皆さん、新しい取組になかなかなじめない部分がありますけれども、菰野町のMa a Sなんかは、非常にそういったところを工夫されていると聞いております。

そういったモデル事業から他地域への横展開、しっかりと今後、事業の推進も含めて期待をさせていただきます。

残りの時間で一つ、ここで期待を込めて紹介させていただきます。

（パネルを示す）先ほどの答弁では、一部、医療分野との連携のモデル事業もございました。SDGsのゴール3、健康と福祉にユニバーサル・ヘルス・カバレッジというターゲットがあります。

こちらの資料になりますけれども、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のためには、保健医療サービスが身近に提供されていること、利用に当たって費用が障壁とならないこととされておりまして、妨げる要因として、近所に医療施設がないですとか、受診のための交通費が高いなどがあります。

実は、G7の伊勢志摩サミットにおきましても、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成がコミットされております。

昨年、令和3年12月15日と記憶しておりますが、所属しておりました医療保健部を所管する常任委員会におきまして、高齢者の移動手段確保の視点からも医療、病院と交通の連携は重要であるとの私の質問に対しまして、当時の医療保健部長からは、医師確保の視点からも、病院へのアクセスの在り方を検討することが重要であると、健康づくりや脱炭素など他の事業と連携をすることで、成果を共有する視点を持ちながら、他の部局との連携をしていきたいと意欲を示されました。

訪問診療、オンライン診療の体制、環境を整備することも重要であることは言うまでもございませんが、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの視点で、医療分野と交通分野の連携に今後期待させていただきまして、質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前野和美） 20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇・拍手〕

○20番（山本里香） 日本共産党の四日市市選挙区選出、山本里香でございます。

通告に従って一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

初めに、県政に生かす教訓ということで質問いたします。

積み上げてきた実績、よい経験はレガシーとしてそれを大きく増幅し、そして、失敗は教訓にしていくということはとても大切なことだと思っております。同じ考え方だと思います。

今回取り上げましたのは、環境行政における負の経験をどう次の施策につなげていくかということです。

本県においては、かつては四日市公害、ガス化溶融炉の問題、フェロシルトの問題、今なお続く産業廃棄物不適正事案などがあり、そして今年度、全て終了となるRDF焼却・発電事業については県政最大の失政とも言われておりますが、だからこそきちんと総括をと議会も強く求めてまいりました。

長い時間をかけて、（実物を示す）この3月、やっと中間報告書が作成されました。常任委員会での議論も経て、加筆修正もなされていることを知っています。死亡者を出してしまった痛ましい事故が発生した事実を決して風化させることなく、事故の反省と教訓を今後の施策推進に生かしていかなければなりませんと強くうたっています。

設計、設備、稼働、事故発生時における安全性を重視する意識の欠如が原因であるとか、最悪の事態を想定したシナリオの欠如が事故に至った経緯とされています。

設計と施工が同一業者であったこと、コスト意識の問題、市町参加を求める時点での情報提示の不完全さや配慮不足、役割分担、合意形成プロセスなどに詰め甘さがあり、未成熟のまま事業化されていったことで持続可能なものとならなかった。

また、市町への長期にわたる重い財政負担を招き、それぞれのごみ処理計画を翻弄したと丁寧に詳しく、一つ一つを検証していることは読み取れます。事実の列挙が丁寧になされていると思います。

ただ、そうさせてきたのは何だったんでしょうかというところ、そこが私は大切だと思っています。決して風化させず、今後どのように取り組んでいくのか。風化させずということはよく言われるわけですがけれども、どのように取り組まれるのか、お答えいただきたいと思います。

〔小見山幸弘環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（小見山幸弘） 今後の環境政策を進めるに当たって、RDF焼却・発電事業の総括をどのように生かすかという観点で、御答弁させていただきます。

平成15年8月19日にRDF貯蔵槽が爆発し、消火作業中の消防職員2名が殉職される事故が発生したことは、痛恨の極みでございます。この痛ましい事故が発生した事実を決して風化させることなく、事故の反省と教訓を今後の施策推進に生かし、安全を最優先とする取組を進めていかなければなりません。

また、市町にとって長期にわたる重い財政負担となったことや市町との合意形成プロセスなどの重要な部分においても詰めが甘さがあり、県が事業として持続可能なスキームをつくることができなかつたことは大きな反省点でございます。

県においては、令和3年3月に策定した三重県循環型社会形成推進計画に基づき、「新たな知見や技術を取り入れ、多様な主体とのパートナーシップでめざす循環型社会」を基本理念として施策を進めているところでございます。

この計画においても、事故の反省と教訓を踏まえた上で、パートナーシップで取り組む3R+Rや廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組んでおるところでございます。

特に、プラスチックごみ対策や、今後多量排出が予想される使用済み太陽光パネルの対策など、社会的課題に対応する新たな知見や技術を活用するについては、しっかりと検討を行い、安全を最優先として取り組んでまいります。

また、県にとって重要なパートナーである市町とは、適切な情報共有や円滑なコミュニケーションの下で信頼関係を構築し、施策を推進していかねばなりません。

市町の新たなごみ処理体制の構築に際しては、各市町等による検討会への参画を行っており、引き続き市町に寄り添った技術的支援を行ってまいります。

今後の環境政策を進めるに当たって、RDF焼却・発電事業の総括を踏まえた反省と教訓を生かしていくためには、将来の環境行政に携わる職員に引き継いでいくことが重要と考えています。本年4月には、県の環境系職員の研修プログラムにRDF焼却・発電事業の総括を加え、研修を実施したところであり、引き続きこのような研修プログラムを実施することなど、次世代への継承にしっかりと取り組んでまいります。

[20番 山本里香議員登壇]

○20番（山本里香） ありがとうございます。

書いてあることを少し詳しく肉づけて、今、私が先ほど示したことを言っていたんだと思います。

先ほど私は申しましたけれども、なぜそうなったのかという、その事実を誘引したのは何だったかということが、やっぱりそこをきちんとしなければいけないのではないかと考えているんです。

日本共産党では、安全性が立証されていないだけではなく、RDF発電はごみ減量と矛盾すると心配する皆さんと共に、建設中止、稼働中止を求めています。

痛ましい事故が発生した事実として風化させることなく、事故の反省と教訓を今後の施策運営に生かしていかなければなりません。安全を全ての判断基準の根底に位置づけ、安全を最優先する。まさにそのとおり、何度も繰り返されることです。

新たなこれからの環境の行政はどういうことかということの中で、ごみ処理は必要不可欠で、政府の考え方も、これまで時が変わってきた中で、このようなことにもなってきたのではないかと。

今は燃やすのは最小限、プラスチックは燃やさないになってきているので、そういうことの中で今後進めていかれるんだと思いますけれども、先ほど言ったように、なぜその安全性を横に置いて進めることになったかということは、私は、当時の北川県政において環境先進県とか、夢のごみ処理施設とか、こういうことを行け行けムードで進めてきたこと、もちろんいろいろな安全性の面での指摘もあったけれども、そのことの観点を後退させたのは、見誤りをさせてしまったのは、そういうことだったんじゃないかなと思います。

夢を振りまいて、夢から覚めたらまた夢だったとしょっちゅう私は言わせていただくんですけども、夢という言葉は魔法がかりで、堅実な判断ができなくなるということがあると思うんですね。それは日常生活でもあると思います。環境行政だけではなくて全ての場面で、夢にはゆめゆめ惑わされて

はならないと思います。そこの反省がなかったら、県政全体、また同じことが続いていくと思います。

私としては、一步踏み込んで、環境先進県と進めたことが欺瞞、間違いだったということが総括に必要と申し上げて、この部分を終わりたいと思います。

次に、教訓を生かしていくということの中で、四日市公害判決、1972年から50年になっています。このことは、3月にもお話をこの本会議場でさせていただきました。

そして、3月22日には、四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた検討委員会の設立において、会議後のインタビューで知事におかれては、産業と環境は必ずしも相反するものではないと、四日市公害の歴史も踏まえて議論を進めたいと言及されたということを伺っております。

産業と環境が共存するかしないかということではなくって、共存するためにどうやって、どうしていくかということが、今、社会全体に求められているし、行政に求められていることだと思います。経済よりも命と健康を優先することを明確にした判決の精神を生かしていくということです。それでこそ共存できると思っています。

その後、今取上げたRDFの発電の事故が起こったことを考えると、これまでの歴史の中でそれが十分に生きていなかったんだなと思い知りました。

環境月間、環境の日、6月5日ということで、1面の新聞広告を県は出しています。今や主流は気候危機、カーボンニュートラル、プラスチックごみ対策、食品ロスなどなわけですがけれども、今年は四日市公害判決50周年ということもあって、特にそのことの記述があっても、小さくても、よかったのではないかと思います。

課題は、立地上の過失についてはまだまだ解決されていない現実があります。環境行政がそこから始まったと言っても過言ではありません。

公害判決裁判から50年、7月24日がやがてやってきますが、四日市市では、7月2日、3日と市の主催や後援を受けた市民団体の学習会などがあります。

県としては何かお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

〔中野敦子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（中野敦子） 四日市公害の歴史や教訓をどのように継承していくのかということについて、御質問をいただきました。

三重県の環境政策におきまして大きな変革点となりました四日市公害について、本年7月に判決から50年の節目となります。

昭和30年代から40年代にかけて、経済優先の考え方の中で事業活動が進んだ結果、生活環境が悪化し、四日市市を含め、各地で公害の発生が社会問題化いたしました。

このため、県におきましては、国に先立って公害防止条例を制定し、企業への立入検査を強化するなど、生活環境の保全を推進してまいりました。

こうした取組によりまして、現在、県内の大気・水環境は改善傾向にありますが、県民の皆さんや企業、市町と共に公害対策に取り組んできたこの経験は風化させてはならず、次世代への継承が重要であると考えております。

県にとりましても、四日市公害に立ち向かった経験は現在の環境行政の原点であり、これまで培ってきた教訓や思い、公害患者の方々の苦しみは次世代を担う職員にしっかりと伝えていかなければなりません。

このため、令和3年度から、県及び四日市市の環境行政に携わる新任職員などを中心に、四日市公害と環境未来館におきまして、四日市公害に関する研修を実施しております。

また、コンビナート企業により設立されました四日市地域環境対策協議会への環境に関する幅広い情報提供や意見交換などを通じまして、企業と連携して生活環境の保全に関する取組を進めております。

今後も、こうした取組を継続していくという形で、四日市公害の歴史、教訓を継承していきたいと考えております。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 若年者の研修。あれから50年たっています。50年前、私は中学生でした。裁判所前や町中のあの興奮した状況、判決の細かな内容は、

その当時、理解することは私はできなかつたと思うんですけれども、そのときの状況というのが目に焼きついています。

そして、それから50年です。もちろん行政で働く皆さんへの、そういった過去の歴史をしっかりと知って次へつなげていくための研修は大切だと思いますけれども、風化させないとおっしゃったその意思を事あるごとにやっぱり発信していただきたいと思っています。

また、知事におかれても、何らかのいろんな場面があると思います、7月24日までに。何かのときにそういったことに触れていただくということがあったらいいなと思っていますので、これはお願いとして言っておきます。

立地上の過失が、まだ住工混住ということが解消されていない、未解決のままということもまだまだありますし、大切なことだと思っています。

それでは、次に続けたいと思います。

知事の政治姿勢をお尋ねしたいということで、県民の皆さんが、今から取り上げる戦争か平和かとか、核か核廃絶かとかについて、知事のお考えを知りたいと思っています。そういうことの中で、知事の政治姿勢をお伺いしたいと思います。

今日は、ウクライナに御家族が残ってみえる、そして三重県に在住して、今住んでみえる方が手作りで作ったブローチをつけさせていただいております。ここには憲法9条の条文が書かれた缶バッジもつけております。

ロシアにおけるウクライナ侵略が始まって3か月以上がたちました。戦況はますますひどくなって、痛ましいです。心を痛め、一刻も早く終結することを県民の皆さんと共に願い、できることは何かと考えるばかりです。

国と国との間には歴史的経過や考え方の違いなどがあって、大変複雑であります。しかしながら、武力によって他国を支配しようということは、国際法にも違反しているし、第二次世界大戦後の国際秩序を根底から脅かすものだと思っています。

私たちの日常生活においても、腕力や権力を用いて他者を支配することがあってはならないと思っています。始まってしまった戦争は止めることが難

しいということを見せつけられているわけです。

怒りや悲しみと不安が広がる中で、一部のメディアや政治家の方が国連は無力だとか、憲法9条で国は守れるのかなどと述べています。

知事におかれましては、海上保安庁で大切な任に当たられていたと伺い、去年、少しそのお話がこの本会議場でもあったと思うんですが、緊迫した状況も経験されていると聞いています。

そういったことから、知事がこの状況についてどうお考えかというのを私は大変、県民は知りたいと思っています。

昨年、中村議員は質問の中で、政治の役割は戦争を回避することと強く話されておりまして。心に強く残っています。

日本国憲法の不戦の誓いは、二つの世界大戦を経た重要な到達だと思っています。力の論理を否定して、紛争の平和的解決を求めたのが国連憲章、憲法9条です。

敵基地攻撃能力、反撃能力の保有検討、軍事費2倍化、核共有という声さえ出てきていますが、今、戦争か平和かの分かれ道、改めて平和憲法に対する知事のお考えをお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 戦争か平和か、平和が何よりも尊いことは、もう言うまでもないと思っております。

海上保安庁の時の経験を聞かれましたので、尖閣オペレーションのときに、我々がどういう気持ちで業務に当たっているかということをお聞かせたいと思います。

海上保安機関は、武力による衝突を防ぐ、そのために自らが行動する、言わば平和のシールド、薄皮とも言われていましたけど、薄皮であっても決して破れてはいけない、そういう思いで尖閣に出ている海上保安官諸君は、日々、命を賭して業務に当たってくれております。

戦争に至らせずに、これはちょっと難しい言葉で言うと、エスカレーションラダーを上らないということなんですけど、平和を維持するということは

いかに重要かということ、しかし困難かということ、海上保安庁で業務をしていた私は日々痛感しておりました。

悪意を持った国、今回のロシアのウクライナ侵攻もそうですが、そういう国がなくなればいいですけど、なくならない中で、ただ、この悪意といっても、その国にとっては正義なのかもしれない、そういう国と対峙することの困難さというのも考えておりました。

最終的に海上保安庁だけで平和が守れるかということ、やはり武力も必要であるということは、我々は考えながら、しかしながら武力を出さない、どういうふうにやっていくのか。

時間があれば、2014年にベトナムと中国で起こったこと、その前に、1974年とか1988年に中国、ベトナムでどういうことが起こったのかということについてお話を申し上げたいと思いますが、時間が今日は限られておりますので、そこについては割愛させていただきます。

憲法に関しては、先日も申し上げましたが、今までも私は公務員ですし、今も公務員ですが、憲法を遵守する、これは当たり前立場だと思っています。戦争の回避は政治家の覚悟にかかっているということを前回回答で申し上げました。少しここを解き明かしていきたいと思います。

さきの大戦では、戦争のきっかけ、原因は何なのかというのは、いろいろ言われているところではありますが、その一つとしては、軍部大臣現役武官制にあると私は思っております。これは軍が望んだことであつたとしても、政党の党利党略でそれが取り入れられたという話も聞いております。

政治家たるもの、ヒトラーを挙げるまでもなく、おのれの立身出世や保身のために戦争を導くような決断をするということは許されないとします。

1人、さきの大戦を政治のせいにするつもりはありません。ただ、政治家が我が身を賭しても決して戦争を起こさせないという決意を持って行動すること、尖閣で働いている海上保安官諸君はそういう思いでやってくれております。

これは、政治に携わる一人ひとりが心に刻まねばいけないことであると考

えております。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 時間があれば、またじっくりとお話をお聞きしたいなと思いました。しみりと聞いてしまいました。力強いお言葉だったと思います。厳しい状況を体験されたからこそ、そしてまた公務員として、私たちも特別公務員ですけれども、憲法を遵守する、平和をつくっていくとこのことの責任の重さを私自身も再認識しています。

「この犠牲が世界平和の道しるべわがをとめ等よ泣くのでないぞ」。「この犠牲が世界平和の道しるべわがをとめ等よ泣くのでないぞ」と、これは歌人の柳原白蓮が戦後詠んだ歌でございます。

敵基地攻撃などの議論が本当に進んでいくとなると、本当にこの私たちの過去の経験、それこそ先ほどから、間違ったことが起こったことの経験をどうやって先に生かしていくのかという話をしているわけですが、このことが本当に大事なことだと思います。

その道を進んでいけば、敵基地攻撃能力などを保有することの道を進んでいけば、先ほどもおっしゃったように、とてつもないことに広がっていくということになり、それは戦争ということや戦いということだけではなく、私たちの暮らしに大きく響いてくるということはもう否めません。日本を軍事対軍事の危険な道に引き込み、国民の暮らしを押し潰す。

やるべきは、今9条を生かして、東アジアを戦争の心配のない平和な地域にすること、そこから世界へ広げていくことだと、多分、ここの議場にいるみんなは同じ思いだと思います。平和を求めていると思います。求め方はいろいろあるかもしれません。

憲法9条は不戦の誓いであると同時に、国のお金を軍事でなく社会保障など私たちの生活のために使うという構造をこの戦後つくってきましたから、私たちのこの地方自治体もその中で事業ができてきており、県民生活を保持するというのをこれまでやってこられたんだと思います。

歴代政権が、軍事費はG N P比1%枠を目安にしていたこと、それを崩す

ことも県政としても許されないことだと思っています。県民の暮らしを守るために大切な9条であると思います。

それで、99条には、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」ということが書かれております。そのことを、知事も言っていたので、安心しておりたいと思います。

ただ、さっき言われたように、大変非道な人がリーダーになっているようなことがあると大変怖いなということで、それをどう解決するか。でも、同じ立場になってしまって、同じレベルになってしまったら、それこそ大変だと思っています。

核を使用することまでプーチン大統領が言及したこと、これまで核を持つ国が互いに核兵器の使用がちゅうちょされる状況をつくり出すという核抑止力論というのが、今本当に崩れ去ってしまいました。だからどうするのか、だったら核には核なのかということでは決してないと思っています。

ロシアに対峙するアメリカとNATO加盟国が核を持っていても、戦争を防ぐことが、今回のこのウクライナへの侵攻を防ぐことはできていません。

安倍元首相が、2月27日テレビ番組で、核兵器共有の議論をすべきだとの考えを示したりしています。岸田首相は、それを否定はしています。

そういう中で、三重県は平成9年に、県議会において非核平和県宣言に関する決議をしています。内容までここで読み上げませんが、核ということについて、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 先ほどの平和か戦争かと同じように、核兵器廃絶、これは我々の望みであります。しかしながら、残念ながらであります。皮肉なことに、今現状、世界は核による平和、こういう状況になっておるわけであります。

私が学生時代には、全世界に存在する核兵器を使用すると、地球を35回滅ぼすと言われていました。今は核兵器は削減されていますが、1回でも地球

は滅んだら終わりであります。

マンハッタン計画を推進して、原爆の父と言われたロバート・オッペンハイマー博士は、実際に日本に原爆が落とされたことを知った後には、科学者は罪を知ったという後悔の言葉を残したとも言われています。

このように、核兵器は人類の英知でもって廃絶をしていく、その歩みを止めるべきではないということは事実であります。

ただ、国の平和安全法制に携わった私の経験や今回のウクライナの侵攻に関して得られた教訓というものを申し上げると、一国では自国の平和を守れないということが1番目、2番目は、プーチン大統領、先ほど議員もおっしゃいました、核をちらつかせてアメリカの実力介入を阻止しているということ、これが大きなポイントであろうと思っています。すなわち、核を持たない国、あるいは核の傘に入らない国は厳しい状況になり得るということ、これも事実であります。

日本は唯一の戦争被爆国であります。核兵器の非人道性を訴え続ける責務を有していると私自身は考えております。今後も、核のある世界という現実の中で理想の社会を希求していくべきだろうと考えます。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 基本的なところで一緒だと思っておりますし、でも、「しかし」とか「ただ」という言葉がつくのは、現実の中でということだと聞き取りましたけれども、おっしゃった、今は核による平和になっている。いや、今のロシアのプーチン大統領の発言とか、この状況は、核による平和というのがもう存在しないということを言っているんじゃないかな。お互いに核を持っていることで均衡を保っているということをこれは壊して、本当に使うということになったら大変ですし、使うということをもう表明しているということは、それができていないんじゃないかなと私は思っています。現実、そうだと思います。今、それで、核兵器廃絶は求めていかなければならないというお話をいただきました。

もう一つ、小さなバッジをつけているんですけれども、6月に入りまして、

核兵器なくせと核兵器廃絶を求めて、広島、長崎を目指して歩く平和大行進というのが、こういう形で、（実物を示す）コロナ禍でちょっと形が今までと、ここ2年変わっていましたが、平和大行進がずっとこれは続いている、全ての被爆者の救済をと、被爆者の方々も一緒に、中心になってやっているわけです。

これ、（実物を示す）なくそう、なくそう、核兵器、NO WAR、NO NUKESとあります。こういうのが、三重県、ずっと6月に入ってから始まっていて、14日には津を通ります。戦略企画部戦略企画総務課長から、今年も激励のメッセージをいただくと聞いています。

核か核兵器廃絶か、そういうことが本当に今、目の前に来ている中で、私たちは核は要らないということを表明していくことを、日本政府にも私は求めていきたいし、みんなの大きな願いだと思っていますので、そのことに知事も御一緒の気持ちだということを確認しました。

最後に、先ほども申しましたが、柳原白蓮の歌をもう一つ紹介したいと思います。

「人の世にあるべきものか原爆のいくさは遠く根の国へゆけ」。「人の世にあるべきものか原爆のいくさは遠く根の国へゆけ」。

知事の憲法と平和に対する思いを聞きたいという県民の思いに応じて、質問をさせていただきました。私のニュースでまた紹介もさせていただきたいと思います。ありがとうございます。（拍手）

休

憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。10番 下野幸助議員。

〔10番 下野幸助議員登壇・拍手〕

○10番（下野幸助） 皆さん、こんにちは。鈴鹿市選挙区選出、会派新政みえ所属の下野幸助です。

質問に入る前に、三重県では、これまで新型コロナ感染者数が8万4000人、また、300人以上の県民の皆様がお亡くなりになりました。お亡くなりになりました皆様には、謹んでお悔やみを申し上げます。また、引き続き闘病中の皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

そして、感染拡大防止に向けて、現在も最前線で奮闘されております医師、看護師、医療従事者、関係者の皆様には心から敬意を表します。本当にありがとうございます。

県内の新型コロナ情勢といたしまして、概算で延べ約5%、20人に1人が感染されている状況でございます。誰が感染してもおかしくない状況と思います。もし、身近な方が感染されたとき、感染者の方がいち早く復帰できるよう、心温かい環境を周囲の皆様と共にこれからもつくっていきたく思いますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

知事をはじめ執行部の皆様、県民の願いと思って御答弁いただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

一つ目の質問でございます。

一見知事も、知事選挙中から三重県において、最も重要な政策の一つとして掲げていらっしゃる人口減少対策についてでございます。

1週間前の6月3日金曜日、6月定例会議が始まり、知事提案の御説明の際も、一見知事から人口減少対策について、本年3月に人口減少対策推進本部を設置、4月には人口減少対策課を新設、人口減少対策元年、推進体制の充実を図っていくということで、力強いお言葉をいただきました。

早速、5月30日に人口減少対策推進本部の会議が、関係部局長幹部の皆さんがお集まりになって開催され、私も動画で全て拝見させていただきました。今後の展開に期待したいところです。

まず、1点目に今日お伺いしたいのは、これまでの三重県の人口減少対策についての総括と評価でございます。

まず、1枚目のフリップを御覧いただきたいと思います。（パネルを示す）こちらは平成27年、2015年6月30日、政府のまち・ひと・しごと創生基本方針2015の閣議決定を受けて、三重県も2015年から2019年、第1期「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が掲げられました。

このときの三重県の人口の将来展望における設定値は御覧の下の表のとおりで、合計特殊出生率が2020年1.65、2025年1.8、2030年1.9、そして2035年には2になり、40年以降は2.1に続くというような想定でございましたし、超過転出はは3000人から、そして2035年にはゼロという目標でございました。

また、このときに、ここにKPIって書いてありますけれども、このKPIといますのは重要業績評価指標のことで、要するに目標設定値ですね。自然減少対策については12項目、社会減少対策については9項目、合わせて21項目が掲げられておりました。

ただ、このKPIは問題があつて、実は半数ぐらい達成されておったわけなんですけれども、実際の人口減少には何ら改善は見られなかったというところでございます。

そして、2020年から21年にかけて第2期「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が見直され、先ほど2035年、社会減少ゼロというところが、5年先送りになって2040年に先延ばしということになって、大変厳しい状況が続いているというところでもございます。

次に、直近3年間の人口減少の数を皆さんと確認をさせていただきたいと思います。（パネルを示す）人口減少というのは2点に分かれておりまして、①自然減少、②社会減少。自然減少といいますのは、生まれてくる赤ちゃんとも亡くなる死亡数の差を言います。社会減少は引っ越しです。転入、三重県に入ってくる人、出ていく人の差でございます。

2021年、最新の概数を少し御説明させていただきますと、約1万1000人の赤ちゃんが生まれてきて、2万2000人の方がお亡くなりになり、1万659人の自然減少というところでございます。

そして、社会減少は、引っ越し、転入が2万5000人余り、転出が2万8000人余りで、差引き3480人が社会減少ということで、直近の2021年の概数では1万4139人の人口減少ということになっております。

ここ三重県では、大体概算で毎年1万5000人程度の人口減少が続いているという状況でございます。

また、一番自然減少に直結してくる、女性1人あたりに生まれてくる赤ちゃんの合計特殊出生率なんですけど、2019年が1.47、2020年が1.42、2021年概数で1.43ということで、三重県民が理想とする子どもの数、1.8より乖離があるということになります。

ちなみに、この0.1の差で今後の人口推計に数十万人規模で累積して影響してくるということが、最大の課題でございます。

人口減少は、もちろん多岐にわたって政策が関わってくるのは承知しておりますけれども、こういった状況で人口減少、毎年1万5000人ずつ減少していくということで、待ったなしの課題でございます。

そこで、これまでのまち・ひと・しごと創生総合戦略を含め、総括、評価をお伺いしたいと思います。

〔安井 晃戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（安井 晃） 人口減少対策のこれまでの総括と併せて、今後の対応についてもお答え申し上げます。

人口減少の課題につきましては、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略

に基づきまして、自然減対策と社会減対策を両輪として取り組んできたところでございますが、議員から御紹介もございましたが、総合戦略に掲げた合計特殊出生率や転出超過数などの目標の達成には至っておらず、全体としては成果につながったとは言えない状況だと認識しております。

一方、個々の取組を見ますと、県や市町の施策を利用した県外からの移住者数の増加や、男性の育児休業取得率の向上など、一定成果を上げたものもございますし、仕事との両立に課題はあるものの、不妊治療等の支援といった取組も進めてきているところでございます。

これまでの取組については現在検証を進めておりますが、成果につながらなかった理由として大きく三つあると考えております。

1点目は、若者、特に女性の転出超過が多いことや、未婚化・晩産化への対応が重要であるといった課題を把握していたものの、それらの解決に向けて集中的・効果的に取り組めなかったということがございます。

2点目としましては、人口減少の要因を探り、より効果的な取組につなげるためには詳細な調査や分析が不可欠でしたが、十分ではなかったと考えております。

3点目としまして、もっと国や市町と一緒にになって取り組むことが必要でしたが、連携が不足していたというところがございます。

今後は、今申し上げた点を踏まえまして、取組の強化を図ってまいります。

例えば、県外にお住まいの三重県出身の若い世代の声を広くお聞きするなど、必要なデータの収集に努め、より詳細な調査・分析を進めることで、エビデンスに基づいた効果的な対策につなげていきます。国内外の先進事例についても広く調査を行い、取組に反映していきたいと考えております。

また、若者、女性の流出防止など喫緊の課題につきましては、選択と集中により重点化を図るなど、めり張りのある対策としていきたいと考えております。

加えて、6月1日付で県内全ての市町が参画するみえ人口減少対策連携会議を立ち上げたところでございまして、市町の皆さんと課題を共有しながら、

共同による調査研究や連携事業に取り組んでまいりたいと考えております。

国に対しましても、社会全体で子育てを支える仕組みの構築等について、積極的に働きかけを行っていきたいと考えております。

こうした考えの下、具体的な対策の検討を進め、仮称でございますが、人口減少対策方針を年内に取りまとめ、自然減対策と社会減対策を全庁を挙げて総合的に推進することで、本県の自立のかつ持続的な発展につなげてまいります。

なお、数値目標につきまして、合計特殊出生率や県外への転出超過数は、人口減少の状況を直接示す基本的な指標であり、重要だと考えておりますけれども、これまでの数値目標の達成状況にも十分留意しながら、方針の策定を進める中でどのように目標を設定していくかについて、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

〔10番 下野幸助議員登壇〕

○10番（下野幸助） 今、部長から3点ほどの主な原因、要因を説明していただきました。

若者、女性の転出超過の詳細な調査がまだ未達成という部分、あるいは国や市町との連携をもっと図っていかなければならない、まさにそのとおりだと思っております。

いろいろ私も、自然減少が大きくこの人口減少には影響していくわけなんですけれども、一つうまくいっている事例を紹介させていただきたいと思えます。

人口が約30万人の兵庫県明石市でございます。もう皆さん、御承知の方もいらっしゃるかとも分かりませんが、兵庫県と連携して徹底した少子化対策をやっており、五つの無料化というのもやっていると聞いています。

一つは、高校3年生まで医療費無料、それから1歳までミルク、おむつ等、子育て用品の無料配送、それから第2子以降保育料の完全無料化、それから所得に関係なく中学校の給食費無償化、さらにはプールなど公共施設の入場料無料というように、徹底して子どもたちにはお金のかからないような対策

を明石市ではやっております、先日、明石市の泉市長は、国のこども家庭庁の設置に当たり、参議院内閣委員会でもこのような重要性を述べられておりました。

そういったことで、合計特殊出生率が深く関わってくるかと思うんですけれども、やっぱり一番は手厚い子育てに関する金銭的・人的支援だと私は思います。

文部科学省のもう一つ調査を御紹介するのであれば、子ども1人当たり幼稚園から大学までの教育費で、国公立系で約900万円、私立系で約2400万円かかるというところでございます。

先ほど理想の子ども2人とするのであれば、国公立系で大学までお子さんを育てるのには2000万円近く、私立系なら5000万円近くかかるのが今の現状だということでございますし、県でも教育費に大変課題があるというのは認識されていると思います。

9月からスタート予定の、先日のみえ元気プラン最終案（仮称）の54ページにもアンケート調査の結果が出ておまして、男性、女性とも圧倒的に、理想とする子どもまでいけない理由は、子育て・教育にお金がかかり過ぎるというところの調査結果も出ております。

そここのところをしっかりとメインに考えていただいて、そして先ほど部長がおっしゃっていただいたとおり、市町との連携、国との連携を取っていただきたいと思うんですが、しっかりと実行していただかないとどうなるかというのを、次のフリップで御参照いただきたいと思います。（パネルを示す）これ、三重県が2015年10月に策定した超長期人口の将来展望です。

端的に言いますと、当時、三重県は、国が言うていたとも聞いているんですけれども、2.1まで回復して132万人で人口が維持できるというような、これが県もお示ししていただいたんですが、信頼性のある大学の専門家の皆さんが分析をした、国立社会保障・人口問題研究所、略して社人研のこの信頼性の高い推計では、100年後、2120年半ばに三重県の人口は50万人規模ということになっております。2160年には28万人という予測も出ており、何と三

重県との差が100万人以上出ているというのが現実でございます。

今年、生まれてくる赤ちゃんが100歳になったとき、三重県は50万人規模と、このまま行けばですね、なってくると思いますし、さらに今、合計特殊出生率が1.5から1.4台に、よそよりまだ厳しい状況ということになっております。

そういった点で、県内人口が50年先100万人、100年先50万人、150年先20万人規模ということになれば、これでは次世代への責任を果たすことができないと思います。

まず、県でもいろいろな形で調査していくということなんですが、先ほどの社人研の厳しい推計が現実のままではいけばこのまま来るとことでございますので、しっかりと今後の戦略、政策を練っていただきますように、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

現場の若手の県職員の皆さん、本当に危機感を持って頑張ろうとしていただいておりますので、やはり知事、部長をはじめ、戦略をしっかりと立てていただくということが、ここが運命の分かれ道と言っても過言ではないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、次に知事にもお尋ねさせていただきたいと思うんですが、さっきの現状も踏まえて、この前の知事提案の際に知事も、アメリカの電気自動車テスラの最高責任者であるイーロン・マスク氏の言葉も引用されておりました。

出生率が死亡率を超えるような変化がない限り、日本はやがて存在できないということでございます。これは理論的にそうだと思いますし、私も一見知事と全く同感でもございます。

もう一つ申し上げるのであれば、遡ること8年前の2014年に、日本創成会議の座長である元岩手県知事、今の日本郵政の増田社長も、2040年までに全国の約半数の927の自治体で将来は消滅する可能性があるというような指摘もされております。そういった、あおるわけではないですけど、厳しい局面に今、直視をしなければならぬということでもあります。

知事は今後、人口減少に関する状況についてしっかりと分析をした上で、

先ほども部長がおっしゃいましたけれども、三重県人口減少対策方針（仮称）を今年度中にまとめるということでございますけれども、改めて一見知事の人口減少に対する今後の展開、意気込みをお尋ねいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 人口減少は、これは痛みというか、影響というのは目に見えないものですから、今、大きな支障がないと、人が少なくなって車も走りやすくなってええやないかというようなことを言う方もおられますけど、国の国力と経済力と人口には相関関係があります。以前、議会でも申し上げましたので詳しく申し上げませんが、人口が減っていったらどんどん国力が落ちていきます。経済力が落ちていきます。それは国だけじゃなくて、県も一緒です。そやから、今から対策をやっつけていかなきゃいけないということがあります。

もう一つ、人口減少について言うと、結果はすぐに出ません。以前、県の職員をされていた方、OBの方にお話を聞きました。私が選挙に出ようかなと思っていた頃ですけど、何で三重県って人口減少を大きく取り上げていないんですか。取り上げると結果がすぐに出やへんので、これ、取り上げるの難しいんですわということをおっしゃって、冗談かもしれませんが、信じていたんですけど。でも、これはやっぱり今から着実にやっつけていかないかんというものであります。

議員から2015年のK P Iの数字をおっしゃっていただきました。これ、ひょっとしたらK P Iではなくて、数値目標だったのかもしれませんが。アウトカムではなくて、アウトプットであったのかもしれませんが。ある程度、アウトプットもしっかりやっつけていかなあかんんですけど、目指すべきはアウトカム、K P Iでありますので、しっかりと対応していく必要があります。

明石市のお話もいただきました。明石市の話も先日の知事会議でも議論が生まれて、転入増によって税金が増えている部分を、また、それを子どもの対策に充てているということで、明石市長が頑張っておいでになられるということでございます。

また、フランスは、御承知やと思いますけど、大学まで授業料無料なんです。日本でそれをやるとなかなか大変かもしれません、お金がいろんなところにかかりますので。しかしながら、長期的にいろんな対策を考えていかないかと思えます。

この間の中部圏知事会議でも、三重県から子ども保険、そろそろ議論していかないとまずいんじゃないですか、国に提言していきましょと、こういうことを申し上げたところでございます。

増田さんが書かれた、あるいは日本創成会議が書かれた『地方消滅』についても私も読ませていただいて、これは怖いなということで、今回、人口減少について、実は日本の中で人口減少の専門の課を設けているのは、この時点においては三重県だけということでもありますので、今から対応していかないかということでもあります。

ただ、悪い話ばかりではありません。リニア中央新幹線の話も申しあげましたけど、ようやく三重県は日本の成長のコリドー、江戸時代の昔に戻って、そこに躍り出てきたというところもありますので、それを使って人口が減っていかないようなやり方を考えないといかん、こういうふうに思っております。

これまで三重県で取り組んできたやり方についての反省点は、先ほど部長から申し上げたとおりであります。

まずは、先ほど議員から御指摘いただいた明石市やとか、あるいは千葉県の流山市のような、人口減少にプラスの方向で臨んでおられるところの例を調べて、それを三重県にどういった形で移植できるか。三重県も地勢的には名古屋市、愛知県に近いですし、それから大阪府にも近いです。多くの人口に来ていただける素地はあると思っております。

また、長崎県の五島市なんかは、観光を核にして社会増を図っているというところもありますので、そういったところを勉強しながら、三重県で今できることをしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。

〔10番 下野幸助議員登壇〕

○10番（下野幸助） 知事から丁寧な御説明をいただきました。

私も、2015年度に、この議会のほうで人口減少対策調査特別委員会の委員長をさせていただきました。

そのときに、やっぱり先ほどフランスの大学の話をされましたけれども、三重県もまだまだ大学の奨学金の拡充というのも検討していただきたいなど、一つ要望させていただきたいと思います。

それから、もう大前提として、この人口減少対策は一朝一夕にはできないという部分でございますけれども、やはり今始めなきゃいつ始めるんだという部分でもございます。

先ほど申し上げたとおり、50年先100万人、100年先50万人というようなことになってはならないと思うんですが、それほど私、50年先、100年先というのは遠くない未来だと思っております。

この議場内にも小さいお子さんがいらっしゃる方がいらっしゃいますし、もうすぐお孫さんが生まれるという方もいらっしゃると聞いております。そういった次世代の子どもたちを考えると、それほど遠くはないと思いますし、実は4年後に三重県150周年を迎えます。

2026年、150周年を迎えるんですが、議会図書室で調べていただきましたけれども、その当時は三重県の人口80万人規模というところでございます。現在を起点に考えますと、150年前、三重県ができたときは80万人規模、ここから150年先、20万人規模では次世代に責任が果たせないかなと思っております。

厳しい局面ですけれども、やっぱり現実を直視して、これからもこの人口減少対策にしっかりと我々も取り組んでいきたいと思っておりますし、県の戦略策定についてはしっかりと議論していただくことをお願い申し上げまして、一つ目の人口減少対策の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

2点目の質問に入らせていただきます。

三重県の地籍調査の取組についてお尋ねいたします。

この質問は、昨年度、元小俣町長でもありました奥野議員からも質問されました。

ちなみに、奥野議員が小俣町長の際は、しっかりと地籍調査に取り組みましてというところがございますけれども、この県の地籍調査についての今後の展開をお伺いしたいと思うんですが、その前に地籍調査、何ですかって中学生の子どもたちに聞かれたので、少しお話をさせていただきたいと思うんですが、地籍調査とは、県や市町村が主体となって、一筆ごと、いわゆる一つの枠の土地の所有者、地番、地目を調査して、境界の位置と面積を測量する調査のことです。

地籍とは、言わば土地に関する戸籍のことです。各個人に固有の戸籍という情報があり、様々な行政場面で活用されるというのと同様に、土地についても地籍の情報が行政の様々な場面で活用されております。

簡単に言いますと、土地の所有者、地番、地目が記載されている公式的な情報ということでございますけれども、この地籍調査が行われていないとどういった問題が起きるかというのは、次のフリップで御確認をさせていただきたいと思います。（パネルを示す）主に3点ほどあるんですが、一つは土地の境界が不明であるため、土地の取引、不動産取引の際にリスクが生じるというところがございます。

私のところはここまでですよとか、この辺はうちのだよとかいうようなトラブルを招くというようなこと、相続のときもそうなんですが、そういったことが考えられる。

2点目は、災害復旧のときの遅れの要因です。

これもよく似ているところなんですけれども、災害復旧のときに全部家が流されちゃったといったときに、ここの境界はうちまで、ここの境界は私のところまでというような形で、なかなか復旧のお金がついたとしても復旧の現場に入れないというようなことが起こり得ます。

それから、3点目は公共用地の適正管理への支障ということで、道路や河

川、新設の道路を造るときに、しっかりとこの土地はAさんのよ、Bさんのよと明示しておかないと、用地買収にかかれぬということでございます。

ちなみに私の地元で言いますと、鈴鹿四日市道路、北勢バイパスが、今度、国の御協力で事業化になりましたけれども、用地買収の前に地籍調査という流れになって、今から取り組むという状況でもございます。

そして、この地籍調査の状況を皆さんと確認させていただきたいと思うんですが、（パネルを示す）次のフリップでございます。

これは全国の地籍調査の取組状況でございます。一番左が全国平均で、地籍調査が52%完了していますよというのが全国平均でございます。

そして、三重県はこの矢印で示しておりますけれども、全国ワースト2位ということで、10つ書いてありますけれども、右下に9.7、9.8%ということで、令和元年が実は9.6%なんですけれども、0.1%刻みでしか進んでいないということでございます。

ここに要点が書いてありますけれども、このままいけば毎年0.1%程度の進捗でございますから、残り90%やるまでに900年かかるというような状況でございます。

こういった課題を抱えておまして、仮に三重県で大災害が発生したとき、先ほど説明したとおり、復興支援のスタート台に立つまで極めて時間がかかるということが、今の状況でございます。

2011年の東日本大震災で大災害を受けた宮城県、岩手県は、先ほど示したとおり、高い地籍調査が進んでおったおかげで助かったというお声も聞いております。

このような状況について、これまでの地籍調査の取組評価を簡潔にお伺いいたします。

〔後田和也地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（後田和也） 地籍調査の現状と課題について御質問をいただきました。

地籍調査の目的につきましては、先ほど議員のほうから御紹介いただいた

ように、三つほどの目的が大きな部分でございますが、本県のほうでは、来るべき南海トラフ地震からの迅速な災害復興というようなことを念頭に置きまして、これまで地籍調査につきましては、沿岸地域など人口の多い地区を中心に重点的に調査を実施し、結果として最近5年間の進捗、そういう人口集中地区においては全国の平均を超えるような進捗率で進めているというような状況でもございます。

また、この地籍調査の県予算についても、厳しい財政状況の中ではありませんけれども、予算確保に努めてきているところでもございます。

加えて、地籍調査を休止している市町へ地籍調査のメリットなどを丁寧に説明いたしまして、普及啓発の取組を進めてきた結果、平成29年度、令和2年度に1市ずつ調査を再開していただいたというところでもございます。

この地籍調査につきましては、進めるに当たりまして、市町からは、土地所有者が不明であったり、相続等で多数にわたる場合や、遠方に居住されているなどの理由で現地での境界立会いが困難なことへの対応などに、非常に労力がかかっているということであったり、市町の慢性的な人手不足の中で、そういう対応に苦慮されているというようなことを伺っているところでございます。

このため、限られた人員・予算でいかに効率的に調査が実施できるかが課題であると認識しております。

また、土地所有者の高齢化が進行している山村部において地籍調査が進んでいないということも、適正な土地の管理の視点から課題であると考えております。

先ほど御説明いただいたように、令和3年度末の本県の進捗率は9.8%ということで、まだまだ全国平均と比べて極めて低い状況にあるということで、これまでの取組を通して明らかになった様々な課題にしっかり対応しながら、地籍調査を一層進めていく必要があると認識をしております。

〔10番 下野幸助議員登壇〕

○10番（下野幸助） 今、部長の答弁で、南海トラフ地震を想定しながら、で

きる限り早急にというお言葉がありましたけれども、この数字、この進捗を見ておって、申し訳ないですが、早急にという言葉はどうかと思います。

0.1%ずつで進まない、900年かかる、それを早急にと言われても、仮に10倍速であっても90年でございますから、そのところ、早急にというお言葉ほどの程度をおっしゃっているのかお伺いしたいというのと、もう1点、人口が集中しているところからということで、全国平均以上というお話がございましたけれども、例えば174万人、三重県民おりますけれども、どれぐらいカバーができていますのか、もし御存じでしたら、この2点教えていただけないでしょうか。

○**地域連携部長（後田和也）** 議員からお尋ねの件でございますが、2点目の人口カバーをどれぐらい、今、できているのかというような部分については、すみません、今ちょっと手元に数字がなくて、お答えすることができません。

また、しかるべきお調べをしてお答えできればと、資料の提供等をさせていただければと考えております。

それから、早急にという部分につきましては、今、おっしゃっていただいたように、今までのところ、なかなか予算・人員等を投入しても年に0.1%の進捗率というようなところで、なかなか進んでいないということを認識しておりますので、今後、そういう人口が集中している地域だけではなくて、対応の遅れている山村部等についても、調査の進捗を高めるような工夫をしながら、できる限り進捗率が上がるような努力をしていきたいと考えているところでございます。

〔10番 下野幸助議員登壇〕

○**10番（下野幸助）** 南海トラフ地震が発生する30年以内の確率からすると、一方で30年で極めて高い数字でやってくる。こちらの地籍調査は900年かかる。10倍速でも90年かかる。そのところをしっかりと吟味していただいて、早急にというお言葉をおっしゃるのであれば、それなりのスピード感を、タイムスケジュールをもって対応していただきたいと思います。

それと、2点要望なんですけれども、一つはやはり市町との連携というのは欠かせないと思うんですよ。その部分、もっと具体的に言うと、県職員の方に具体的に市町に行っていて、現場でいろいろと情報交換なり、ただ単に聞くだけ、今、電話とかでただ単に訪れてというのじゃなくて、長期的に入っていて、支援というのも検討していただきたいと思いますし、土地開発公社の皆様の支援のより一層の強化というのを要望させていただきたいと思います。

それから、もう1点は、県政レポートなんですよ。このゴールのところが、県としては各市町に取り組んでもらうということで、最終評価になっているという状況でございます。

県の県政レポートを見ると、目標は20の市町に取り組んでもらうということが目標になっていて、20の市町に取り組んでもらいました。目標達成率、地籍調査は100%です。こういうふうになっているわけなんです。

以前は、この進捗率が目標で県民の皆様にお知らせをしていたんですけども、一番ゴールで大切な進捗率というところが目標達成から消えていると。文書でちっちゃく進捗率が書いてあるというのが、現状でございます。

やはりこの、県としての最終評価としては、市町との連携は大事ですよ、その先のゴールをしっかりと最終目標にもう一度、前のときもそうでしたけれども、進捗率を最終評価軸として取り組んでいただきたいと思います。

このことは、以前、我が会派の新政みえの舟橋代表からも強い意見があったと思いますけれども、これは新政みえもそうですし、党派を超えてこの地籍調査は上げていかなくちゃいけないと議員が声を上げておりますので、しっかりとその部分はスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

最後にすみません、知事に一言、力強いお言葉を、この地籍調査の状況についてリーダーシップを取っていただきたいんですが、御答弁をお願いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 状況を確認させていただきまして、三重県がワースト2位というのはなかなか厳しい状況です。

ただし、ただしいいいますか、やっぱり議員も御指摘いただいたように、市町に動いていただかんといかん話でございますので、これから連携も取りながら、確におっしゃるとおり、南海トラフ地震は今後30年、7割から8割の確率で来ると言われていますし、また、公共事業も進めていかなきゃいけません。そういう意味では、地籍調査をしっかりとやっていく必要があると思います。

ただ、三重県、山林がなかなか多いものですから、なかなか進まないという問題もありますが、そういった問題、課題がどういうところにあるのかをしっかりと摘出しながら、進めていきたいと考えております。

〔10番 下野幸助議員登壇〕

○10番（下野幸助） 丁寧な御答弁ありがとうございます。

もう課題認識は、県の皆さん、十分御承知だと思っております。最大の南海トラフ地震が、先ほど知事がおっしゃっていただいたとおり、30年以内に7割、8割でやってくるということもおっしゃってございました。

いずれ来ますし、来たときに、復興にかかるときに地籍調査ができていない状況ですと、スタート台にも上がってこれないという状況にもなりますので、ぜひともこれを計画的にスピード感を持って取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、二つ目の質問を終結させていただきます。

三つ目の質問に入らせていただきます。

県内の卸売市場の支援と今後の展開についてというところでございます。

県内には卸売市場が三つございます。今般のコロナ禍の影響もあり、全体的に取扱金額が減少傾向で、経営環境は極めて厳しい状況でございます。

一方で、県内における生鮮食料品の流通拠点である三つの地方卸売市場の役割はとても大きいと感じております。

まず、県内にある三つの卸売市場の概要ですが、こちらのフリップを御覧いただきたいと思います。

(パネルを示す) 北から順番に、左に北勢公設卸売市場、四日市市の河原田町にございます。そして、県が開設者である三重県地方卸売市場、松阪市にございます。そして南部は、伊勢志摩総合地方卸売市場、伊勢市にございます。

どれも開設から40年以上が経過して、老朽化対策等、大規模改修が今必要な状況、経営も、一番下に取扱金額もお示しをさせていただいておりますけれども、厳しい状況になっているという状況でございます。

もう少し詳しく売上げ等を見ていただきたいのは、次のフリップなのですが、(パネルを示す)平成10年から見た、上が、市場の左側が青果でございます。果物等の青果で、右側が水産ですね、魚系の水産でございます。

直近の令和3年の青果の三重県の3市場の売上合計190億円ということになっております。そして、水産のほうは103億円ということになっておりますけれども、いずれも平成10年から比べて半分、そして3分の1程度ということで、売上げも大変厳しい状況になっておりますし、左下のグラフは地方卸売市場の数ですね、数も減少傾向、そして市場の経由率も、下の線が水産、上の線が青果なんですけれども、この市場の経由率も6割以下ということになって、厳しい市場の環境が手に取って分かるかと思えます。

このような状況でも、やはり市場の安定供給というのは重要でございます。そこで、今後とも県民に安全・安心な生鮮食料品を安定供給していくために、県の取組をお伺いしたいと思います。

[更屋英洋農林水産部長登壇]

○農林水産部長(更屋英洋) それでは、地方卸売市場について、生鮮食料品を安定供給していくための県の取組についてお答えいたします。

開設から40年以上が経過している県内の流通拠点である三つの地方卸売市場では、全国的に生鮮食料品の流通が多様化していることから、取扱量などが低下傾向で推移しています。

このため、県では、令和2年に三つの地方卸売市場の開設者などで構成する三重県卸売市場連絡会を設置して、相互の情報交換や共通課題に関する勉

強会を開催するとともに、各市場の事業者を直接訪問して、現状認識や課題の把握に努めてきたところです。

こうした取組の中で把握した、短期・中期的な課題として、安全・安心を確保するための衛生管理の一層の高度化、関係事業者における取引のスマート化、地元生産者からの集荷量の拡大があり、これらの課題に的確に対応していく必要があります。

このため、冷蔵施設や給水施設といった衛生管理に必要な施設の改修、Wi-Fiなど情報通信技術を活用できる場内環境の整備に取り組んでいるところです。

また、今年度から新たに、生産者と卸売事業者がスマートフォンのアプリを活用して出荷量を事前に調整する仕組みづくりや、生産された野菜を共同で市場に運送する実証にも取り組んでいます。

一方で、長期的な課題としては、人口減少や流通の多様化の進展を踏まえ、将来的な卸売市場の在り方を検討していくことが大変重要であると考えています。

このため、3市場の関係事業者から御意見を聞きながら、勉強会の開催や3市場の関係事業者が主体となった議論ができる場づくりなど、在り方検討に向けた支援に取り組むこととしています。

今後も、引き続き関係事業者と連携しながら、安全・安心な生鮮食料品が県民の皆さんに安定的に供給されるよう、卸売市場の機能の維持・向上に取り組んでまいります。

〔10番 下野幸助議員登壇〕

○10番（下野幸助） 部長から丁寧な御答弁をいただきました。

やはり卸売市場は、消費者、需要者に生鮮食料品を安定供給する社会的な役割、大変な重要な公共性の高い施設でございます。これからも、今言われた長期的な視点に立ってお願いをしたいと思います。

一方で、今、先ほど部長からも人口減少のお話もございました。近年、農業・水産業従事者の減少、高齢化による生産量の減少や、少子・高齢化、ラ

イフスタイルの変化もあって消費量の減少など、やはり卸売市場を取り巻く環境は大変厳しいし、変化も速くなってきているという状況でございます。

このような中、例えば名古屋市の中央卸売市場では、浜松市の中央卸売市場とグループを組んで大きな拠点を設立されたり、岐阜県でも、2021年1月に経営基盤の強化を図るべく2社の青果が合併しているという状況でございます。

このような状況を鑑みると、少子・高齢化で人口が減少する中、各卸売市場が単体で生き残っていくのは難しい局面でもあるかなとも、現実、考えられます。

そこで、知事にお伺いしたいのは、経営體質を強化して、より安心・安全な生鮮食料品を供給するべく、流通拠点である三つの地方卸売市場の将来の在り方を検討するに当たり、先ほど申し上げた名古屋市とか岐阜県の集約、統合等も鑑み、県内の3市場の集約も選択肢の一つとして考えられると思いますが、県内3市場に対する知事の考えをお伺いいたします。

○知事（一見勝之） 先ほど部長がお答えしましたけれども、人口減少もありますし、それからやっぱりコロナ禍で通販とかeコマースがかなり使われるようになってきて、市場というのはなかなか本来持っている機能を果たすのが難しいということもあったかと思えます。

私、実家が酒屋をやっていましたけれども、田舎の酒屋なものですから食料品も扱ってまして、夏休みなんか母親が北勢地方卸売市場に仕入れに行っていましたので、週に2回、私も6時台に起きて手伝いに行っていたことを思い出しています。小売業者としてですけれども、市場はやっぱり大事ななと私は思っております。

去年、何年かぶりかで北勢地方卸売市場を訪問させていただきまして、議員にもお世話になりましたけど、取引の状況の推移、やっぱり厳しい状況というのも教えていただきました。

市場の皆さんが、県民の安全・安心のために努力されておられる状況を聞きまして、感謝の気持ちを持ったところでございます。

また、中には、水産物の卸売業者の方からは、ネット販売にも取り組んでいますんやわという話も聞きまして、努力されておられるお姿も分かりました。

先ほど議員からお話をいただきました、市場の集約という御提案がありましたけど、やはり市場の在り方の検討をこれからしっかり考えていかないとと思っています。

一つやっぱり場内の事業者、それから生産者、仕入れ業者、そうした方々の御意見も聞きながら、どういったやり方が一番ええのかということを考えていく必要があるかと思っています。

例えば、県民お一人お一人が顧客なんだということを考えながらどういったことができるのか、県民の目線に立った市場の改革ということが重要なと思っています。

県としても、多方面からの支援、様々考えていきたいと思っていますところでございます。

〔10番 下野幸助議員登壇〕

○10番（下野幸助） ありがとうございます。

知事も北勢地方卸売市場に足を運んでいただきまして、現場の皆様のお声も聞いていただき、先ほど知事自らお話がありましたけど、実家が酒屋だったということで、本当に市場の環境を御理解いただき、感謝申し上げたいと思います。

やはり、そういった活気のある市場を、これからも県民の皆様は安心して安全に供給していかなくちゃいけないということでございますし、大変厳しい経営環境になってから手を打っていたのでは遅くなりますので、逐次情報収集しながらの対応をよろしくお願い申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、最後の四つ目、県立学校のトイレの洋式化等について、お伺いさせていただきますと思います。

最初にトイレの洋式化についてですが、県内の県立学校を視察に回ってい

たところ、大変驚いたんですが、いまだに多くの学校で洋式化がなされておらず、多くの要望を聞かせてもらったというのが現状でございます。

一方で、県では令和2年3月からトイレ改修を含む三重県立学校施設長寿命化計画を実施していただいております、県内75校の県立学校において段階的にトイレの改修が進められております。そして、長寿命化計画のトイレの改修が、令和6年度末で終了とお伺いしております。

トイレの洋式化について、フリップで確認していきたいと思います。（パネルを示す）こちらのフリップなんですが、中央の円を御覧いただきたいように思います。

県立学校75校には、合計で4882の便器がございます。そのうちの令和6年度末なんですが、57.5%で洋式化が終わる見込みということでございます。一方で、4割ぐらいがまだ和式のまんまだというところがございます。

これをちょっと分解します。一般的な授業を受ける普通教室と、理科の教室とか音楽の教室、あるいは学校の先生の管理室等の特別教室等で分けてみますと、一般の普通教室における洋式化というのは84%ぐらいもうめどが立っているという状況なんですが、特別教室等は29.9%ということで、まだ洋式化率が3割未満という状況でございます。

そして、もう一つ、左下の表なんですが、これは県立学校の屋外・屋内運動場、いわゆる外の授業で使うところ、あるいは体育館の洋式化率というのは25%、4分の1ということでございます。

大事なのはこのピンクのところなんですけれども、今後の課題は洋式化率3割未満である特別教室等及び屋外体育館トイレの洋式化を計画的に推進していかなければならないということでもございます。

また、バリアフリー化対策としての多機能トイレの整備についてですが、車椅子利用者用トイレ、多目的トイレの整備については、令和2年5月時点で県内公立小・中学校の校舎で78.1%、屋内運動場、体育館等で42.3%ということでございます。

限られた予算でもございますけれども、障がい者の方々にも健常者と同じ

レベルまで引き上げていただくようお願いしたいと申します。

以上、県では長寿命化計画に基づいて、今、行っていただいておりますけれども、引き続き、先ほど申し上げた3割未満のところも合わせて、特別教室等をですね、計画策定を進めていただきたいと思います。教育長にお伺いいたします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 県立学校のトイレの洋式化等について、御答弁申し上げます。

議員からも御紹介がございましたけれども、県立学校施設につきましては、令和2年度から令和16年度までを期間とする三重県立学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化対策に加え、トイレの洋式化などの快適な学習環境づくりやバリアフリー化などに取り組むこととしています。

具体的な整備は、令和2年度から令和5年度までの第1期実施計画に基づき、計画的に進めております。

このうちトイレの洋式化は、生徒の利用頻度の高い普通教室の整備をまず行うこととしており、第1期実施計画の期間に加え、令和6年度までにまずこれを進めることとしております。

この間に計画しております62校のうち、令和3年度までに15校の整備を完了し、令和4年度は令和3年度からの継続分3校も含めて14校の整備をする予定です。

この計画の実施により、普通教室棟に限る洋式化率は令和元年度に約40%でしたが、これも御紹介がありました。令和6年度末には約84%となる見込みです。

それから、車椅子等でも使用できる多機能トイレですけれども、まず校舎内で未整備の学校が3校あるわけですけれども、令和3年度に1校、本年度に2校を整備し、校舎内は全ての県立学校への整備が完了する予定です。

それから、体育館や屋外における多機能トイレは、現在、県立学校75校のうち20校に整備となっております。引き続き第1期実施計画に基づき、計画

的に整備を進めますとともに、その後は普通教室棟以外のトイレの洋式化や屋外の多機能トイレなどについて、必要な整備を検討したいと思っております。

このため、令和5年度には、令和6年度からスタートしようと考えております第2期実施計画を策定することとしており、その際、学校の状況をしっかりと把握した上で必要な整備内容を検討いたしまして、計画的に整備を進めたいと考えております。

以上です。

〔10番 下野幸助議員登壇〕

○10番（下野幸助） 教育長、ありがとうございます。

第2期の実施計画も来年から検討していただくということと、現場の意見をしっかりと聞いて対応するというところでございましたので、ぜひとも現場の状況を確認しながら、特に先ほど申し上げたとおり、特別教室棟が、今度は第2期はそちらがメインになってくるかと思っておりますので、御対応のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

まだ、いまだに男女共同和式というものもあるというのを聞いたのでびっくりしましたけれども、できることからよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の一般質問は、人口減少対策、地籍調査など、県として極めて重要な項目を質問させていただきました。冒頭、知事がおっしゃっていたとおり、やっぱり人が一番だと思います。そういった意味で、人づくりを主軸に、今後ともしっかりと県のほうで対応していただくことを切に願ひまして、一般質問を終結とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○副議長（藤田宜三） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。17番 野口 正 議員。

〔17番 野口 正議員登壇・拍手〕

○17番（野口 正） 質問者として今日の最後になりますので、ゆっくり聞いていただきますようお願いいたします。

今日、私どもの幹事長から何か一言言えと言われたんですけど、ちょっと言わんほうがよさそうやもんで、ちょっと控え忘れました。ただし、唯一ネクタイをしておるのが私だけみたいで、ちょっと緊張しながらも、できるだけめんようにしておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず、漁業環境状況と漁業者の生活環境について質問させていただきます。

近年、気候変動に伴い、漁場環境が大きく変化しております。海の環境変化状況については、関係者には大変危惧しているところはお分かりのことだと存じます。地元の漁業者は、捕れる量が減った、捕れる魚が変わった、今までと同じやり方では漁業が難しくなっている、海の環境変化は続くのか、海の変化に適応できるのかなど、本当に心配をしているのが現状であります。

先日、5月20日に三重県環境整備事業協同組合の主催で、カキ養殖や水産業を支援するシステムなどのパネルディスカッションを聞かせていただきました。当組合は海の環境整備等に協力され、実践も行い、私どもも現場に視察にお邪魔をしています。このパネルディスカッションでも、近年は夏場の水温上昇に伴ってカキの大量へい死が発生しており、主な要因としては、水温変動、植物プランクトンの減少、低塩分濃度の貧酸素など言われておられました。

本日は、こうした漁場環境の変化に漁業者が適応し、これからも希望を持って漁業に取り組んでいけるのかという思いを持って、質問させていただきたいと思います。

初めに、私の地元の主要な漁業のアオサノリ養殖業の振興についてお聞きさせていただきます。

県の水産研究所によると、地球温暖化などの気候変動や黒潮大蛇行の影響を受け、伊勢湾の海水温は上昇しており、潮位にも異常が見られるとのことです。

地元の松阪市の主要な漁業の一つであるアオサノリや黒ノリ養殖も、影響を大きく受けております。

30年前、平成3年ですが、800トン以上あった三重県のアオサノリの生産量は減少しており、過去5年間の生産量は350トン程度に減少しております。

ちなみに、平成27年度の全国のアオサノリ生産量が、1位が三重県で471トン、2位が鹿児島県で93トン、3位が静岡県で50トンということで、三重県が断トツに多いということでございます。

養殖業者は、高水温化によりノリ網を張り出す時期を遅らせたり、潮位上昇に合わせてノリ網の高さを調整するなど、懸命に対応しております。ただ、遠浅の海岸等では高さ調整が難しいところもあります。

今後もアオサノリ養殖を継続するため、養殖業者はこうした漁場環境の変化に適応した取組を続けていかなければなりません。

そこで、当局にお聞きします。

漁場環境の変化に適応したアオサノリ養殖業の振興に向けて、県はどのように取り組むのかをお聞きしたいと思います。

続いて、同じく私の地元の主要な漁業でありますアサリ漁業についてもお聞きします。

伊勢湾の重要な水産資源であるアサリの漁業量は、昭和57年の約1万5000トン进行ピークに年々減少し、平成30年には過去最低の8トンにまで減少しております。その後も、令和元年は約29トン、令和2年は約26トンと低迷して

おります。

地元の松阪市でも同様に漁業量が減少しており、地元の漁業者は大変で困った状況になっております。

アサリは、同じく沿岸で捕えるもので、逃げ場がないのも環境的に御存じやと思います。

アサリの資源回復に向けた取組が必要だと思っておりますが、そこで県当局にお聞きします。

大幅に減少している伊勢湾のアサリ資源の回復に向けて、県はどのように取り組んでいるのかをお聞かせください。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、漁場環境の変化に適応したアオサノリ養殖業の振興、それから、大幅に減少している伊勢湾のアサリ資源の回復に向けた県の取組についてお答えします。

近年、気候変動に伴う海水温の上昇や、黒潮大蛇行の影響による異常潮位など、急速に漁場環境の変化が進んでいます。

本県のアオサノリ養殖業においても、こうした漁場環境の変化による影響を受け、養殖期間の短縮や養殖網に種が定着しないこと、さらには魚類による食害被害の拡大により生産量が減少し、漁業者の経営は大きな打撃を受けております。

県では、漁場環境の変化に適応したアオサノリ養殖業を確立し、漁業者の経営改善を図るため、水産研究所を中心に、漁業者の代表と漁連で構成する青さのり事業推進委員会や市町と連携しながら、海水温情報や遺伝子検査により養殖網に確実に種つけができる技術の開発、食害防止のための魚類の侵入を防ぐ防除網の設置検討、さらに日頃の漁業者の養殖管理の参考となる伊勢湾に設置した複数のICTブイによる海水温や潮位のリアルタイム配信に取り組んでいるところです。

また、伊勢湾におけるアサリ資源の大幅な減少は、これまでに水産研究所が行った調査結果から、生息場所となる干潟・浅場の減少、集中豪雨による

河口域の淡水化、貧酸素水塊の発生、強い波による流出に起因するものと考えられています。

このため、県では、伊勢湾のアサリ資源の回復に向け、四日市市及び松阪市地先において、アサリの生息場所となる干潟・浅場の造成に取り組んでいます。

また、夏場の集中豪雨に対応するため、水産研究所が河口域からの天然稚貝の移動について漁業者へ助言を行っています。

さらに、漁場環境のモニタリング調査を通じて、貧酸素水塊の発生を漁業関係者や市町に対して情報提供しているところです。

令和4年度は、これまでの取組に加えて、効果的なアサリの生息場所の整備を進めるため、新たに松阪市地先において、強い波による稚貝の流出を防ぐ効果がある砕石を用いた干潟・浅場造成に取り組むこととしております。また、三重県水産振興事業団の協力を得ながら、アサリの資源確保に向けた稚貝の生産と育成技術の開発を進めます。

引き続き関係者が一体となった取組を進めることで、生産量全国第1位を誇る本県アオサノリ養殖業の振興と伊勢湾のアサリ資源の回復につなげてまいります。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

対応していただくのは分かっているんです。一生懸命調べてもらっているのは分かっている。ただ、時間が物すごくかかっている。自然相手ですからなかなかできないというのは分かるんですけど、しかし、これだけ対応が遅れると、今、飢え死にしかけておる人に、ちょっとあと1年か2年待ってくれと、そんなことを言えるわけでないので、対応をやっぱり早くしていただきたいなと思っています。

それと、情報を今提供していると言っているんですけど、私ども漁業者からあんまりそういうことを聞かないですけど、どんな情報を送ってどのように対応されているか、お聞きしたいと思います。それだけちょっとお願いし

ます。

それと、干潟のほうも、私、干潟、毎日通りますので、議会へ来るときは、あそこを通ってきて見ているんですけど、あれも去年ぐらいからやっているみたいなんですけど全然動いていなくて、台風で一回駄目になったり、強風で駄目になったりと。立っておった看板も飛んでいって、もう全然になっておると。そんな状況だもんで、ちょっと漁業者も心配していますので、やっぱりそこら辺のはっきりした目に見えた対応というのはどうされておるのかというのが、ちょっと分かれば教えてください。

○農林水産部長（更屋英洋） 例えば、アサリの場合なんですけれども、集中豪雨が起きますと河口域が急速に淡水化するというところでございまして、気象情報を見ながら、この時期にもう早めに移動してもらったほうがいいよとか、そういった情報を送っております。

それから、ICTブイということで、貧酸素水塊とかいろいろ漁場の変化をリアルタイムで送りまして、早めに収穫に入っていたいただいたほうがいいとか、そういった情報を提供させていただいています。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

情報を送っていただいているんですけど、移動しなさいと言われてもすぐ対応できるわけではないので、先があればいいんですけど、先ほど言いましたように、スピーディーというか、スピードが大事だと思うんですよ。そこら辺をちゃんとやってもらっていかないと難しいのかなと思います。もうこれ以上聞くと、また同じような答えになると思いますので。対応的に難しい。

もう一つ、アサリって、私、結構、中国へ行って、青島とか、あとベトナムのほうにも行かせていただいて、そこでアサリの酒蒸しとか焼きアサリをしょっちゅういただいてきました。

ちょっと種類が違うんだよね。日本のはちょっと小太りしたぷくっという感じなんですけど、向こうのアサリというと何か平べったいような感じの、アサリには間違いはないんですけど。味はやっぱり日本のほうが、松阪のアサ

りが一番おいしいので、そんなことを言うとあれか分かりませんが、そんなことも考えれば、そういう海外のものとの関係もちょっとこれからしていっていただいたほうが。青島のほうはちょっと寒いところ、あれやと思うんですけど、ベトナムのほうのホーチミンでずーっとアサリ、結構、暑いところだと思いますので、そんなのも一回、研究的にできればお願いしたいなという思いをしていますので。もうこれ、意見として、要望として言わせていただきます。

それでは次に、最後になりますが、漁業経営体の基盤強化ということをちょっとお聞きしたいと思います。

漁場環境の変化に適応するためには、水温や塩分などデータに基づいた管理をしっかり行っていく必要がありますと言わせていただきました。また、漁業経営が厳しい状況の中、漁業を継続するためには、コストダウンなどの経営の効率化を図る必要があります。

こうした取組を行うには、個人の漁業者だけでは、私は限界があるのかなという感じを持っております。これからは漁業者も共同化、法人化などの総合的な経営体の基盤強化を通じて対応していく必要があるのではないかと考えています。

そこで、県当局にお聞きしますが、漁場環境の変化の適応や経営の効率化のためには、漁業経営体の基盤強化が必要だと考えますが、県としてはどのようにお考えなのか、取り組んでおられるかお聞きしたいと思います。

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、漁場変化の変化への適応や経営効率化のための取組についてお答えいたします。

漁業経営における課題が増しております。水産業を持続可能なものとするためには、担い手に対する経営支援だけでなく、事業継続に向けた法人化・協業化による経営体の基盤強化が大変重要であると考えております。

このため、県では、時間や場所にとらわれず、オンラインで今後の地域漁業、法人化の進め方、気候変動に適応した漁業の在り方などの座学を学ぶことができる漁師育成機関、みえ漁師S e e d sを構築し、本年5月1日から

運用を開始しております。

また、漁業者が法人化・協業化による経営の基盤強化を進めるに当たっては、社会保険労務士や税理士を派遣し、漁業者ごとの実情に応じた伴走支援を行うとともに、経営を効率化させるための省エネルギー漁船や漁具の導入について、国の事業活用に向けた情報提供を行っているところです。

今後も、漁業者が経営上の様々な課題を解決し、持続可能な水産業の実現につなげられるよう、担い手に対する経営支援や、法人化・協業化による経営体の基盤強化にしっかり取り組んでまいります。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

もうこれ、ちょっと意見のほうがいいと思いますけど、漁業者というのは今、2通りあると私は思っています。

一つは、お年寄りの方らの私の年代以上の方、70代、80代の関係の方。それともう一つは、企業とか会社に勤めておった人が辞められて、そのまま漁業に入ってくる方も結構みえるんですわ。

そういう方は、結構一生懸命、経営とかそんなん考えられるんですけど、なかなか経営ということになったときに、漁業者の皆さんの思いというか、表現がちょっとあれなんですけど、出たとこ勝負のようなところも結構ありますので、そこら辺の対応は、これ当然、漁業組合も分かって一生懸命やられてはみえるんですけど、なかなか難しそうなんですよ。

ですので、先ほど言われたように、若い人たちはもうやっていただいて、いろんな経営のあれもやっていただいておるんですけど、それだけじゃないですよ。

これから経営していく上では、それなりに知識、やっぱりそういうものが絶対必要やと思うんですよ。それを何とか今、そういう学校みたいなやつをやっていただいておるんですけど、現実問題として、地元の漁業者の方にそこら辺の伝達なり、そういうところへ来てくださいますとなると、やっぱり仕事もあるし、なかなかそういうところへ行っている時間も余裕もないよと言

われたときに、非常に困るんですよ。

じゃ、どうしてですかということ、今すぐ返事して下さっても多分難しいと思いますので、取りあえずこういう意見があるということで、ぜひそういうことも含めてこれからしていただきたい。そういうことも含めて、これからの検討材料の一つにさせていただいて、漁業者の生活基盤をちゃんとできるようにお願いしたいと思います。

もうこれで終わらせていただきますので、よろしくお願いたします。

続きまして、障がい福祉関係団体の現状把握と支援状況についてということで、質問させていただきます。

障がい福祉関係団体は、コロナ禍で活動の停止、減少が生じています。バザーや行事の出店減少は運営資金等に影響を与える状況が続いております。

また、みんなが集う場所や交友関係に、コロナによる外出自粛の影響で人との交流ができないということから、障がい者の皆さんのモチベーションにも影響があると聞いております。

障がい福祉関係団体からは、各団体の活動停滞、高齢化、参加者の減少、活動資金不足についての意見を聞いていますが、県としては各団体の状況をどのように認識しているのか、また、そのことに対してどのように対応しているかと考えているかをお聞きしたいと思います。

また、事業所の中には、これは就労継続支援B型における工賃向上ということになると思うんですけど、事業者の中には、新型コロナウイルス感染症の影響で、企業からの受注減少、先ほども言いましたイベント等の中止による販路縮小により、生産活動収入や工賃に影響を受けていると思っております。県として、現状認識はどう思っているかをお聞きしたいです。

生産活動収入減や利用者の作業の減少は、利用者の働く機会が奪われかねず、自立を阻んでしまうおそれがあります。障がい者の自立や働く機会に大きな影響を与えていると考えております。

障がい者にとって働くことは社会参加を実現していくために重要なことであり、自分たちが作ったものが売れるという、うれしく、また、やりがいの

ある感じが与えられる場所でもあります。

県としても、事業者や利用者に寄り添う形で、工賃向上に向けた取組を一層進めるべきと考えておりますが、県のお考えをお聞きます。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 障がい福祉関係団体の現状の認識とそれへの対応、そして、障がい者の皆さんが働く事業所における工賃向上の取組についてお答えします。

県では、障がい者施策を推進するに当たっては、関係団体の代表の方に各種協議会などに委員として参画していただきまして、当事者の視点に立った貴重な意見をいただいております。

そうした中で、団体においては、会員の減少や高齢化、役員の後継者や活動資金の不足など、多くの課題があるとお聞きしています。

加えて、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響で、団体の活動がさらに困難になっているものと、県としても認識しているところです。

県としましては、各団体の活動の活性化につながりますよう、三重県障害者社会参加推進センターを設置し、団体が実施するスポーツやレクリエーションの教室、また、交流会などに対して支援を行っています。

また、各団体の活動を広く知っていただくために、センターの広報紙であるとかホームページで、各団体の活動状況や今後の予定等について紹介しているところです。

今後も、団体活動の活性化に向けた取組への支援や様々な機会を通じた団体の活動の紹介、PRなどにしっかり取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、障がい者の皆さんが働く事業所における工賃向上に向けた取組についてお答えします。

長引く新型コロナの影響に加えまして、今般の原油価格であるとか物価の高騰も重なり、就労継続事業所等がより厳しい状況に置かれているものと認識しているところでございます。

こうした中、県としましては、事業所等の生産活動の拡大や工賃の向上に

向けましてスキルアップ研修を実施するとともに、専門家を派遣し、事業所の生産性の向上や販路開拓を支援してきたところです。

特に令和3年度におきましては、オンライン会議の増加等に伴い、需要が見込まれます動画編集技術の習得であるとか、その技術を活用した営業活動の支援を重点的に行うことで、新たな業務の開拓にもつながっております。

また、企業や行政と就労継続支援事業所との仲介、調整等を行う共同受注窓口みえにコーディネーターを配置しまして、発注企業等の新規開拓であるとか受注の促進などの営業活動を行うとともに、ネット通販サイトも活用しながら販売の促進への支援も行っているところでございます。

さらに、就労継続支援事業所等に優先的に発注を行う優先調達につきましては、県庁全体を挙げまして取り組むこととしておりまして、毎年策定する県の調達方針においても、近年は目標額を年々増加しています。実績におきましても、目標額を上回る結果となっており、本年度は令和3年度をさらに上回る8200万円を目標額に設定して取り組んでいるところでございます。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の影響や、原油価格・物価高による厳しい状況に置かれている就労継続支援事業所等の生産活動の拡大を支援し、工賃向上に向けた取組を皆さんの意見も聞きながらしっかり進めていきたいと思っております。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

私も社会福祉法人の理事をさせていただいていますし、いろんな団体の役員もさせていただいて、県組織の団体の役員もさせていただいていますので、ちょっと誤解のないように言いますけど、私のこと、皆さん、土建屋関係みたいに思われておられる方が多いんですけど、私、もともとは福祉の関係でこの議会へ出ていますので、市議会議員のときからもう福祉の関係のみで来たんですけど、いつのまにか土建屋の関係というか、建設業の方と思われるようなところがあるんですけど、福祉の関係ですので、御理解だけお願いします。まず初めに。

それで、質問させてもらおうと思うんですけど、現状、運営については、これはもう各団体が自分ところで責任を取るのが本来ですので、ここがどうのこうのと言われたらこれはもういかんことで、さっき言ったように、運営については団体、個人が責任を持つ、本来はそうやと思う。ただ、そうは言いながらも、それだけではない、特に障がい者の関係の団体は動きづらい、動けない人が多いんだよ。そうなっている。

先ほど多くの課題があると言われたんだけど、話し合いの中で主な大きな課題というのはどんなところが出ていますか。賃金が足らんとかそんなことかも分かりません。分かる範囲で結構です。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 障がい者団体の課題については、お答えしたようなことなんですけど、やはり大きなところでは、皆さん抱えているのは、やっぱり自分が亡くなった後、子どもがどうなるか、そういう親亡き後の対応については、皆さん本当に一番、御心労をかけているのかなと思っています。

というので、御家族だけやなしに多くの人に参画してもらって、障がい者を支える、障がい者団体の活動を支えるということが重要になってくるのかなと思っていますところですよ。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） 一番本当に問題だと思うんです、親亡き後って。僕、よく障がい者のところで言わせていただくんですけど、あんまりこういう例えはいけないですけど、皆さんは木じゃないんですよと、もとじゃないんですよと。あくまで、言い方はちょっと失礼な言い方ですけど、葉っぱになりますよと。それには枝があってもとの木があると。だから、皆さんだけで一生懸命やってもできないんですよと。枝が壊れたらなくなる、もとの木がなくなったら駄目。だから全体的に考えて、やっぱりいろんな状況をしてもらわなきゃ駄目ですよと。

さっき言うた、一番皆さん言われるんですけど、親亡き後って。実際、親亡き後の状況というのは、実は私も精神障がい者の関係の、今さっき言った

団体をやっています。もうそれ、切実に言われるんですよね。

だけど、それをどうしようかなっていったときに、成年後見人問題とかいろんな制度があったりするんですけど、やっぱり最後は誰も見てくれん。兄弟に本来見てもらわなきゃならないですけど、なかなか兄弟の方も見られないような状況が続いていますというようなことがありますので、これはもう行政でないと僕は対応できないのかなという思いはしています。

これは、県、市、国も含めてですけど、ぜひそこら辺はそういう方向でやってもらわなきゃならないのかなという思いがしていますので、ぜひそこら辺をお願いしたいと。

それと、もう一つ、先ほど言った団体にいろいろやっているんですけど、団体の中で、大きなところは大体皆さんも把握できておる。小さなところがあるんですけど、小さな団体とかいろんな障がい者の。これ、多分把握しにくいところもあるので、私も全部を把握していないし、行政の市のほうの人にも聞いても、ありますよと言うけど、どんな団体があるんですかって聞かれないですけど、そういう小さな団体に対してどのような状況でどう、さっき言うた現状を説明されておるのか、もし分かればいいので教えてください。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 議員御指摘のように、本当に障がい者の関係、いろんな障がいの方がおりまして、団体もたくさんあるというのは認識しております。

また、県のそういう障がい者の団体をまとめる連合の組織もありまして、私どももいろんな機会を通じて、耳を傾けて声を聞くようにしますし、そういういろんな団体の皆さんのつて、そういう友達の友達じゃないですけど、いろんなルート、人のルートもたどりながら、いろんな情報収集と必要な支援につなげていきたいと思っております。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

本当に障がい者の団体ってたくさんありまして、大きなところはある程度

把握できるんですけど、小さなところってなかなか把握ができなくて、そこが一番困っているというか、状況が分からないところがありますので。

ただ、国の方針かどうか分かりませんが、国はどうもまとめていきたいような傾向があるのかなと、組織を。だから、大きなところへ集めたがっているようなイメージを僕も持っていますので、それは県はどうかはまたちょっとその辺もう一度、もう今日は無理やと思うので、後で一回聞かせていただきたいなと思っておるんです。

それと、もう一つ、今、就労継続支援B型の話を、多分なるんですけど、就労継続支援A型というのが、一時、結構増えたんですよ。これ、意見だけにしておきます。A型、結構増えたんですけど、結局、A型はどんどん減っていったんですよ。

これは、後で、さっき言ったように状況が変わってきて、前は県がA型に対して補助金をかなり出していただきました。それによってかなり増えたのかなという思いはしています。

ですから、変な言い方ですけど、県が協力してやればかなりの影響があるというのは、私はこれで大体、障がい者関係の団体については、そういうことなのかなと。ところが、途中からA型に関してちょっと補助金とかいろんな扱いが変わったように聞いていまして、実際、違っていたらまた言ってください。そんな関係で減っていったよと。

ということは、行政がやっぱり関わらないと、やっぱり障がい者の団体のあれはあるんだろうという思いはしていますので、ぜひその辺のこともやっていただきたいな。

さっき言ったようになかなか難しい。ただ、基本的には各団体が自分で自己責任を取ってやるのが、私もそうだと思っていますので、ただ、そうではない状況もありますので、できる限り御協力というか、やっぱり支援というか、状況の把握をしていただいて、お願いできんかなという思いをしていますので、ぜひこれからも察していただきたい。

それともう一つ、ちょっと時々聞くんですけど、県の担当者によって変わ

るような話を聞かせていただいています。変わるというのは、話の中で状況は聞いておるんですけど、いろいろ団体に対しての扱い方がちょっと担当者によって変わるようなことを聞かせていただいたことがある。

それは、そうじゃなくて、多分、受け取り方やと僕は思っていますので、そこまで言わないですけど、やっぱりそこら辺も含めてやっぱり行政の職員の方はちょっと言葉遣い、私も特に言葉遣い、結構激しい言い方をしますので、ややこしやという名前もいただいていますので、そんなものもあるんですけど、やっぱりそこら辺も行政としてしっかり把握をしていただきたいなと。

これはもう意見ですし、先ほど言ったように、もし私が間違っていれば、また言っていただければいいと思います。もしなかったらもうこれでこの件に関しては終わりたいと思います。じゃ、すみませんが、そういうことで終わらせていただきます。

次に行きます。

続きまして、海岸堤防、河川堤防、港湾施設の維持管理状況についてお聞きしたいと思います。

1959年9月26日に上陸しました伊勢湾台風、1953年の13号台風後に、日本の特に東海地区の堤防の見直しが行われ、堤防の建設等が実施され、補強されたと聞いております。

その後、70年以上の年月がたち、堤防等の老朽化、自然災害の拡大等で、安全性について住民の方からいろんな心配の声をいただいております。

河川の堤防についても同様の言葉が言われておりますので、聞かせていただきます。

堤防付近の方々は日頃から堤防等の環境を見ているため、堤防等の亀裂、クラックですね、侵食が見てとれるため不安でならない。これは木とかそんなものが一緒に、堤防に木が生えたりということなんですけど、私も海岸、河川等の堤防を見ると花や樹木が植えられており、管理状況にも心配になることがあります。中には自然のままになっておる構造物に亀裂等が生じてい

るのではと思ったりもします。近年では、自治会等が高齢化等で管理ができにくい状況の相談も受けております。

県や市町としても、常々に応じて改修工事を行い、検査等も行っているでしょうが、住民の方々には状況が分かっていないのではないかと考えております。

基礎部分の老朽化、侵食等による現状確認はどのようにしているのか、人の目で確認をしているのか、また、調査の方法等、状況把握の状況について、まずお聞きしたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 河川、海岸の堤防等の現状、そして調査の状況についてお答えさせていただきます。

三重県が管理するインフラ施設につきましては、深刻な老朽化が進行しているところでございます。

例えば、建設後50年以上が経過した施設の割合につきましては、海岸堤防で77%、河川の水門等で42%、港湾施設で35%となっております。この港湾施設35%と申し上げましたが、10年後には71%に達するといった状況になっております。

こうした老朽化の状況を踏まえて、港湾・海岸施設につきましては、5年に1回、陸上あるいは船舶からの目視による定期点検といったものを実施しております。河川施設につきましては、年1回を基本として、出水期前に目視点検を実施しているところでございます。

この陸上からの目視点検につきましては、ひび割れだとか、あるいは沈下の状況などについて確認しておりますが、特に港湾施設の栈橋などの鋼構造物、メタルの構造物につきましては、水中部の腐食あるいは損傷状況といったものを確認するために、潜水による点検も行っているところでございます。

こうした点検の結果を踏まえて、今後対応すべき対策といったものを緊急度別にランクづけをしております。例えば、港湾施設で措置が必要とされたランクについては、点検した施設の17%を占めているといったところでござ

います。

こうして措置が必要になったものにつきましては、順次修繕などの対策を行っているところでございます。

議員から御指摘いただきました堤防の樹木、あるいは港湾の沈下などにつきましても、点検結果を踏まえ、引き続き対策の要否について注意深く判断していきたいと考えてございます。

こうした点検の状況、あるいはその後の措置の状況につきましては、一部ホームページで公表しているところでございますが、周辺にお住まいの方を含めて、リアルな空間でしっかりと伝えていくことが重要であると考えてございます。いわゆる見える化をしなくてはいけないと考えてございます。

国土強靱化5か年対策の事業につきましては、現地に事業内容が分かるように大きな看板を立てて、住民への周知を強化しているところでございます。この2年間で約80か所、そうした看板を設置しているところでございます。

老朽化につきましても、これと同様に、点検の状況、あるいは修繕の状況などについて、現場の広報といったものを、今後強化してまいりたいと思っております。

あわせて、ほかの自治体で導入されているインフラ構造物の異常を点検した際、特に老朽化なんですけれども、住民からの通報システムの導入につきましても、今後検討してまいりたいと考えてございます。

ちなみに、この6月1日から、盛土の異常といったものがあつた場合には、住民から県土整備部のほうに一元的に通報してもらう、盛土110番というシステムを運用しているところでございます。6月1日から運用して1週間で16件の通報が寄せられたところでございます。

このように、老朽化につきましても、現地で伝えるということと、そして住民からの通報、そうした双方向のコミュニケーションができるようにしっかりと努めてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにしても、老朽化対策については、県土整備部として、インフラの管理者としてしっかりと取り組んでまいります。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

港湾の地盤沈下というのは、当然、海ですから、当然、底に岩盤がないということで杭も打ち込まなあかんでしょうから、そういうふうに松阪港も地盤沈下がかなりしています。

私、昔、もう20年ぐらい前なんですけど、実は中国の珠海って、マカオの隣なんですけど、私の連れがそこで倉庫業をやったんです。そこを埋め立てて、そこで倉庫を建てた。行った1年目にもう10センチメートルぐらい地盤沈下、全体じゃなくて、斜めとかそんなんになって地盤沈下で、2年目でもう20センチメートル沈下しますと。こんなので大丈夫なんですかと言うたら、さすがに中国かなと思いました、問題ないですと言われましたので、えーっと。日本でしたら、多分、大問題になると思いますよという話はしたことがあります。

そんな状況の中ですけど、先ほど言った地盤沈下は絶対生じると思うんです。それを今、人が潜って、潜水して確認すると言っているんですけど、そういう蓄積、データをどのように管理してやっておられるのか、もし分かれば教えてもらえますか。

○県土整備部長（水野宏治） 老朽化のデータの蓄積につきましては、県土整備部はインフラ管理者としてデータの蓄積に努めているところでございますが、御指摘のとおり、データをどのように公表するのか、相手にお知らせするのかといった意味において、一部ホームページに出ているのみといったような状況でございますので、我々が持っているデータについて、今回の御指摘も踏まえて、沈下も含めてなんですけれども、積極的に公表できるように、公開できるようにしていきたいと考えてございます。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ということは、もしこれ、沈下しておるけどどんな状況って聞けば、データとしては出していただけるということでよろしいですか。

○**県土整備部長（水野宏治）** 問合せをいただければ、お答えさせていただきます。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○**17番（野口 正）** ありがとうございます。

目視だけだと、1年に一遍の検査も目視でやっておられておるということで、ちょっと前、私の友人が水中ドローンというのを造られて、それをやっておられた。鳥羽港と櫛田川をずっと潜ってやられていました。

目視できて、データとして取れると聞いたので、これ、ええ方法やなとちょっと思ったんです。だからどうしようというわけでもないんですけど、そんな方法もあるのかって。これは橋なんかでもそうですね。橋でよくドローンで確認して、手で叩いていくよりも目視的に早くできるって。記録として残せるということですね、データとして。そんな話もちょっと聞かせていただいたので、これはええ方法かなという思いはしています。だから、それはぜひやっていただきたいな。

先ほど、盛土で6月1日からで16件、結構あるんだなと感じました。

それともう一つ、河川の堤防に木を植えられている方がみえたり、花壇をされておる。これ、いろいろ問題はあるんだと思いますけど、一生懸命やっていたいておる方がみえるので、そこら辺の景観も考えてやられておる。

ただ、僕、一つだけ思ったのは、前、河川の草を刈っていただきました。ところが、堤防からずーっと太い木が出ておったんです。これは業者の草刈りの中には入っていないのでできないということで、後日、お願いして、だいぶたってからですけど、切ってもらったんですね。やっぱりそういう木が結構生えているんですよ。

それは堤防の中から生えてきておるので、そんなんで僕ら的には堤防に木が生えておったら問題で、心配があるので、それで大丈夫なんですか。それだけはっきり、もし答えられたらお願いします。

○**県土整備部長（水野宏治）** 様々なケースがあると思います。しっかり管理されていて、河川管理者と協議の上、そこに樹木を植えていらっしゃる方も

いらっしゃれば、自然に生えてくる樹木もあるということで、ケース・バイ・ケースだと思います。

しかしながら、私どもとしては、通常からパトロールしてどういう状況なのかといったことを調べておりますし、老朽化の点検といったところで調べているところであり、現状において緊急的に危険性があるのであれば、その樹木についても伐採しなければならないということで、伐採するはずでございますので、現状において問題が生じているということではないと考えています。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。その言葉を聞いたかったんです。

説明するときに、私が安全ですとか危ないですとか言えないので、いや、これはちゃんと行政として管理していますので大丈夫ですよということをこれから言わせていただきます。

それと、先ほどから言っていますけど、老朽化でもうかなり70%かなんかがと言いつけているということ、かなりこれから強靱化でかなりしてはいただいておりますけど、やっぱりそこら辺も含めて、これからどんどんそういう河川とか堤防、港湾施設、これは大事なことだと思いますので、ぜひまたしっかりとやっていただけるようお願い申し上げまして、要望として終わらせていただきます。

続きまして、最後になります。県内企業の海外展開支援についてということでお聞きしたいと思います。

国内では、少子化、高齢化に伴う人口減少により国内需要が減少している中、海外では人口増加、高い経済成長などにより市場は拡大しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、サプライチェーンの毀損や輸出入の停滞が問題となり、国内経済、県内経済には大きな影響がありました。

ウクライナ危機による原油や原材料等の価格高騰により経済にマイナスの影響がある一方、円安は企業の海外進出に後押しにもなるとは思いますけど、

6月からは新型コロナの水際対策も緩和され、1日当たりの入国者数の上限を2万人に倍増し、海外との往来の動きも出てきております。

こうした動きの中で、時期を逃さず県内企業が海外ビジネスを再開していく必要がありますので、県内企業の海外展開支援について2点伺いたいと思います。

1点目は、県内企業の海外展開について、特に市場規模が大きい中国、ベトナム等への県内企業の進出状況について伺います。

具体的には、それぞれに進出している企業の主要な業種、進出のメリットやリスク、また、今後の進出に向けた関心度など、県が把握している状況についてお聞きしたいと思います。

2点目は、県として県内企業の県外展開に対しどのような支援を行っているのか、また、助言する体制を構築しているかお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） 県内企業の海外展開の支援について2点御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきたいと思います。

先ほど議員のほうから御質問の中にもありましたとおり、企業の海外展開の必要性は非常に高まっていると私どもも考えておるところでございます。

県内企業の海外への進出の状況でございますけれども、県内企業の海外展開については、企業5000社を対象に毎年実施しております県内事業者のアンケートにおいて、その状況の把握に努めておるところでございます。

中国は、県内企業からの進出先として国別で一番多くなっておりまして、その業種は、化学工業であるとか輸送用機械器具製造業、非鉄金属製造業などとなっております。

ベトナムにおいては国別で4番目に多くて、電気機械器具製造業であるとか、化学工業などとなっております。

また、今後海外展開で関心のある国につきましても、中国が一番多くて、続いてベトナム、アメリカの順となっております。

海外進出のメリット、リスクについては、リスクとしては、現地の環境変化による販売不振であるとか、政治状況の悪化等に起因するカントリーリスクなどが考えられます。

一方、現地での製品需要の獲得やコストの低減、労働力の確保といったメリットがあることから、中小企業等の成長のために時期を逃さず、海外ビジネスの展開を支援していくことが重要であると考えております。

県の支援体制、助言体制でございますが、このため県では、商談会であるとか展示会の参加費用などの海外販路拡大等のための補助金や、MOUを締結しておりますネットワークを生かしたオンライン商談会の開催等により支援に取り組んでおります。

また、県やジェトロ三重、三重県産業支援センター、金融機関、損害保険会社等が連携して設置をしております三重県国際展開支援窓口で、それぞれの強みを生かしながら、県内中小企業等が円滑に海外展開できるように支援しておるところです。

なお、欧州については、今年10月以降ジェトロ・ロンドンに職員を派遣いたしますし、また、観光関係にはなりますが、アジアでは日本台湾交流協会高雄事務所、JNTOのシンガポール事務所にも各1名ずつ派遣しております。現地における人的ネットワークの構築を行うとともに、周辺国を含め現地の情報収集を行っていきます。

さらに、これまでも行ってまいりましたが、海外ミッションによるトップセールス、新型コロナウイルス感染症の状況によりますけれども、再開できればなと検討しておるところでございます。

県といたしましては、引き続き、国、関係機関等と連携しながら、国際展開支援窓口をはじめとする様々な取組により、中小企業等の海外ビジネスの展開を支援してまいります。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

最近、中国から日本へ戻ってきたり、ベトナムへ変更するって、結構増え

ておるんですね。私の勤めておる会社も今、中国から日本へ戻る方向です。中国はやっぱり、さっき言ったカントリーリスクがかなりきついという話をさせていただけ이었습니다。

それと、日本へ来たときの問題というのがあるんですよ。何が一番問題ですかと言うと、皆さん言うのはむちゃくちゃ電気代が高いと。その電気代が生産に影響、かなり使いますので、そこら辺の問題が日本にはあると。

ただ、日本のええところは何ですかって聞いたら、電気が安定していると。安定して供給をしてくれる。ところが、最近ちょっと政府の発表で厳しくなっているみたいなので、いかがなものかというのはあるんですけど、やっぱりそこら辺のメリット、デメリット、これは世界中どこへ行っても同じやと。

よく言われるんですけど、中国、昔、いとへんですね、繊維関係の企業が中国へ行った。それが途中からベトナムへ行きました。今、ベトナムからバングラデシュへ、いとへんというか、繊維関係は今行っています。鉄も、鉄というのは金属関係とかあんなんです。これも中国からベトナムへ行ったり、いろんなところへ行っています。そういう関係。

それとあと、人材派遣関係という、ベトナム、インドネシア、そんなところへもどンドン企業、これも三重県の方から進出して人材派遣をされておる。これも企業進出の中の一つやと。そんなのも含めていくと、かなり状況的に。

先ほど言ったトップセールス、これ、鈴木前知事が好きでしたんが、しょっちゅうやっておられたんですけど、それはそれなりにええところもあり、それこそメリット、デメリットもあると思うんですけど、今のところ聞いたら、台湾には高雄に、今、職員を派遣しておる。昔は、僕ら知っておった人は、たしか上海にも、百五銀行のところへたしか行っておられたかなと思って。これ、私、お会いさせてもろうたことがあるので、上海で。あと、今度、欧州のほうもやっていただくと。ということは、それだけ日本の企業の方が行かれておるということやと思うんですわ。

ですから、そこら辺も含めて、状況的にどんなかなという思い、どういう関係で、もう時間的に、後で知事にちょっと質問したいもので、ちょっと思いだけ先に言わせてもろうて、後、知事に答えてもらえれば。もし時間があれば、またお願いするようなことになると思うんですけど。その辺、同じようなことを。

やっぱり企業は、本当に県の協力ってすごくありがたいって。企業へ行くと、三重県のいろんな資料とかいろんなものを出していただく、協力していただく。相手政府に対して、三重県、これも政府なんですね、三重県も向こうから言うたら政府。その紹介とかそんなのがあれば、やっぱり政府対政府の話になるので、個人対個人じゃなくて信用度が全然違うんですよ。だから、そこら辺も含めてあれやという思いをしていますので。

ここでちょっと知事にお伺いしたいんですけど、さっきも言いましたように、三重県としては、友好都市を、ブラジルとかスペインとかいろいろなところとされておるんです。

私は、こういう友好関係は企業への支援の方法の一つだと思っています。ですから、そこら辺も含めて、友好都市というわけにはいかんと思うんですけど、例えば、私、今度、ベトナム友好議連の会長をさせていただきまして、最近、ナム大使とかいろんな方とお会いさせてもらおうと、友好都市の話をされるんですわ。友好都市は私の権限じゃないので無理ですよというのも言っておりますし、ただ、その中で経済の話も出てくるんですよ。やっぱり経済はどうですかという話も出てきて、そこら辺も含めて、知事として、企業がどうのこうのというより、ベトナムとかとのそういう友好的なものの団体としての組織的な考えというのがもしあればお願いしたいと思います。

○知事（一見勝之） 人が信用できるかどうかというのは、人種とか国籍はあんまり関係ないと思いますけど、国民性というのはあると思うんですね。

私がフランスで働いていましたときに、同じ事務所にベトナム人が2人おられました。非常に勤勉でありまして、一般的にベトナムの人は勤勉であると言われてまして、日本人と国民性は似通っていると思います。

ベトナムは党が強い国ですから、やはり企業同士というよりは、やっぱり行政、政府を信用するということはあると思います。

ベトナムとの関係、ベトナムとの友好締結を結ぶかどうかという話でありますけれども、これはやっぱり企業がどれだけ希望されているか、それから、ベトナムのほうも三重県と友好関係を結びたいかどうか、やっぱり長く続けていかなあかんで、そういったことも見極めながらやっていきたいと思っております。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

もう時間がないし、すぐにどうのこうのということでは決してないので、やっぱりこれからの企業の支援の一つとして、そういう方法もあるのかなという部分でちょっと提案させていただきました。

もう時間はあんまりないんですけど、私、一つだけ思いを。私がカンボジアへ行ったときに、日本銀行って出てきたんです。ジャパンバンク。だけど、その話を聞いたときに、県議会議員になってからですが、そのときに思ったのは、取引する上ではどうしても銀行というのが関わらないとあかんのやなというのは分かりました。ただ、その日本銀行はパチンコ屋の関係の銀行でしたもんで。

そういうことですので、ちょっと長くなりました。終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（藤田宜三） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

山本里香議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。関連質問ということで、10分間、お許しいただきたいと思っております。

まず、沖縄本土復帰50周年についてということで、（実物を示す）この定例会議の冒頭に知事からお示しいただきましたこの提案説明の中にも、沖

縄本土復帰50周年と触れられていましたので、大変興味深く食いついてしまいました。

全国で唯一の住民を巻き込んだ地上戦であります沖縄戦の悲惨さですとか、平和の尊さに言及されたということは、大変すばらしいことだと思いました。

その一方で、沖縄本土復帰50周年と言いながらも、その50年の歩みに対して言及がなかったのはなぜなのかなと思いました。

やっぱり本土で暮らしている私たちのこの50年の沖縄に対する関心の低さというか、無関心というところが、本土との関係の中で沖縄に様々な負担ですとか、困難ということも含めてもたらしているのではないかと思いましたので、以下質問させていただきたいと思います。

1972年5月15日、当時の屋良朝苗沖縄県知事は、沖縄の本土復帰を、県民にとって自らの運命を開拓し、歴史を創造する世紀の大事業と表現しています。平和で、今より豊かで、より安定した希望の持てる新しい県づくりに全力を挙げるとの主体的な決意を示す一方で、次のような発言もしています。

沖縄県民のこれまでの要望と心情に照らして復帰の内容を見ますと、必ずしも私どもの切なる願望が入れられたとは言えないことも事実であります。そこには、米軍基地の態様の問題をはじめ、内蔵するいろいろな問題があり、これらを持ち込んで復帰したわけでありました。したがって、私どもにとってこれからもなお厳しさは続き、新しい困難に直面するかもしれませんと、当時の屋良知事が復帰の式典の中で述べているということです。

戦後27年間にわたり日本国憲法が適用されず、日本政府の行政権が停止し、米軍の支配下に置かれる中で、沖縄県民が目指したのは、基本的人権の尊重や、あるいは地方自治ということが確立された平和憲法の下への復帰でありました。

県内を無秩序に分断する形で土地の強制接収が行われ、現在も日本の国土面積の0.6%にすぎない沖縄県に、国内の70.3%を超える過重な米軍の基地負担が強いられています。

その結果、土地利用上、都市計画やまちづくりも分断され、統治する側の

支配構造がもたらす米軍基地があるがゆえの犯罪や事故が繰り返され、不平等な日米地位協定により自治権が大きく制限されるなど、50年前の沖縄県知事の懸念は的中し、今なお様々な困難を抱えています。

2018年、1960年締結以来一度も改定をされていない日米地位協定に対しまして、全国知事会は、航空法令、環境法令などの国内法の適用や、事件・事故時の基地への立入りなどを日米地位協定に明記すること、米軍の訓練ルート、時期に関する情報提供を事前に行うこと、基地の使用状況などを点検して、縮小・返還を促すことという提言をまとめているところです。

そこで、知事は日米地位協定の抜本的な見直しの必要性をどのように認識しているのか、見解をお尋ねしたいと思います。

知事は、6月3日の提案説明の中で、平和を希求する思いを強めていただく機会の提供をやっていきたいと述べております。その平和を希求する思いを強めていただくという機会の提供を具体的にどのように行っていくのか、沖縄県と連携した平和施策に取り組んではどうかということも含めて、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（一見勝之） 御質問いただきました知事提案説明の中に、沖縄本土復帰50周年、これ、私の強い思いで書かせていただいたものであります。

終戦時ですけど、大田実海軍中將は、海軍省に対して「沖縄県民斯克戦へリ 県民ニ対シ後世特別ノ御高配ヲ賜ランコトヲ」と打電いたしました。我々日本人は、その思いを忘れてはいけないと思っております。

海上保安庁に勤務していたときに、沖縄県には何度も行かせていただきました。平成28年12月、沖縄県の海にオスプレイが墜落をいたしました。日米地位協定との関係もございませう。17条との関係でありましたけれども、外務省とのやり取りをいたしました。

日米地位協定は、すぐれて外交、それから防衛に係るものでありますので、我々、県でどうこうというのはなかなか難しいところであります。国の専管事項でございませう。

あのときも日米合同委員会で熱心な議論が行われて、その後の取扱いにつ

いて、日米地位協定をどうするかという話が行われたものと聞いております。

知事会での申入れ、平成30年にやりましたが、また令和2年にも行っておりまして、今後も必要に応じて行っていくものであろうと考えているところでございます。常にそういう申入れしていくということかなと思います。

それから、やはり平和を希求する思いを強めていただくというのは、昨年の夏、中村進一議員に伴われまして、伊勢で反戦平和への思い、そういう展示を見させていただきました。

若い人たちに対してもそういう展示をしていって、そして、平和への思いを風化させないということが重要であると思いますので、これからもそういったことをしっかりとやっていきたいと思っているところでございます。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） もう一回確認なんですけど、日米地位協定に対する認識、端的にもう少し教えていただけますか。その改定の必要性について、どう認識しているかという部分。

○知事（一見勝之） 先ほどお答え申し上げましたけれども、日米地位協定については、これは外交と、それから防衛の非常に重要な問題でありますけれども、国の専管事項でございます。

そういう意味では、そこの部分でしっかりと考えていただく話であり、我々として申入れは行いますけれども、そこをどうするかというのは、最終的にはそこを所管する省庁の考えであると考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） それから、沖縄県と連携した平和施策の可能性ということはどうでしょうか。ほかにはない全国で唯一の住民を巻き込んだ地上戦ということが行われた、先ほど知事がおっしゃったような場所でもあります。そういうソフトパワーを持った重要な場所でもありますので、いかがでしょうか、知事。

○知事（一見勝之） 沖縄県に三重の塔があると聞いております。今年の初めに行くつもりやったんですけど、残念ながら新型コロナの関係で行けません

でした。

今後、機会を捉えて行きまして、沖縄の人々の思い、もう一度再確認していきたいと考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） ありがとうございます。

次に、教育委員会に伺います。

沖縄県を訪れるということは、そういう平和教育ですとか、あるいは豊かな自然環境にふれあうということで、大変意義深いものだと思います。

沖縄県への県内の県立学校の状況はどうなっているか、また、その意義についてどう認識しているか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（木平芳定） 修学旅行で沖縄県を訪問した県立高校ですけれども、平成30年度は25校、令和元年度は22校、それ以降は新型コロナの影響もあって令和2年度1校、令和3年度2校で、今年度は10校で予定しております。

それで、沖縄県を単に訪問するだけじゃなくて、事前にしっかり学習して、沖縄県に行って現地のいろんな施設とかガマも見たり、それから現地で語り部の人からしっかり話を聞いてまいります。

その後も、帰ってきてから生徒が発表する場を設けたりして、本当に平和とか戦争の悲惨さを身を持って体験しながら、深く考える機会になっていると思っております。

以上です。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） やっぱり私たちが沖縄でのこれまでの歴史ですとか、沖縄で、今この50年間もずっと続いているということをやっぱり自分事にしていけるような、そういう平和施策や平和教育をしっかり進めていただきたいということを強くお願いして、関連質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（藤田宜三） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（藤田宜三） お諮りいたします。明11日から13日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、明11日から13日までは休会とすることに決定いたしました。

6月14日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（藤田宜三） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時33分散会